

点検評価ポートフォリオ

沖縄県立芸術大学

2020 年 5 月

はじめに

沖縄はアジア大陸の東にあって、弧状に連なる日本列島の南西端に位置し、亜熱帯気候に属する大小 160 の島々からなる島嶼県である。かつては琉球國として中継貿易で栄えた独立国であった。その歴史と風土が育んだ地域文化の個性の美は、世界遺産に登録された遺跡群や、人々の生活とともに今に受け継がれている芸能や工芸などに見ることができる。

沖縄県立芸術大学の端緒は、沖縄が昭和 47 年に日本復帰を果たし、国と県が復帰後の緊急施策として本土との格差是正に取り組む中、昭和 54 年 3 月、時の知事が県立芸術大学設置構想を表明したことによって開かれる。これを受け、国が策定する第 2 次沖縄振興開発計画に芸術系高等教育機関の設置が盛り込まれ、県は芸術大学の基本を成す美術・音楽芸術の教育研究に、沖縄の伝統工芸・芸能芸術分野を取り入れた特色ある地域大学創りを骨子とする「沖縄県立芸術大学設置の基本的考え方」をまとめた。設置準備はこの考え方沿って進められ、昭和 61 年 4 月本学は、首里城址をはじめ琉球王朝時代の遺跡が数々残る古都首里に公立大学として開学した。

開学当初は、教育研究上の基本組織である美術工芸学部と附置機関として附属研究所が設置され、平成 2 年に音楽学部、平成 5 年に造形芸術研究科、平成 6 年に音楽芸術研究科、平成 7 年に芸術文化研究科（後期博士課程）と年次的に整備され現在に至っている。

本学における大学改革の取組として、「沖縄県立芸術大学基本計画」を平成 28 年度に策定した。法人化していない本学の「中期目標」の位置づけとなる当該計画に基づき、各学部、研究科及び専攻等が自ら作成する中期計画及び年度計画に沿って取組を実施し、年度ごとに自己点検・評価を行い改善するという所謂 P D C A サイクルを推進して

いる。これらの情報を、外部有識者を含めた評議会で全学的に共有し、学内外の改善意見を求めるなど内部質保証体制を構築している。令和元年度からは、地域や社会の大学に対する意見を更に広く聴取することを目的に、外部有識者で構成される委員会を設置し、本学の教育研究活動全般に対する意見を求めている。

また、本学は令和 3 年度からの公立大学法人への移行を目指しており、弾力的な予算制度、柔軟な人事管理等による、大学運営体制構築を検討しているところである。これらのメリットを最大限に活用し、本学の特色である個人指導を含む少人数授業による、密度の高い教育を発展させ、全ての学修者が自らの可能性を広げ個性の伸長を実感できるよう、法人化後の中期計画の策定を進めている。

本学における社会貢献の取組として、一般県民向けに開講する文化講座や、離島などの移動大学を実施しており、令和元年度は延べ 2,015 名の参加があった。また、沖縄県が普及継承を推進する「しまくとうば」を琉球芸能専攻の授業に取り入れ教育効果を検証するほか、附属研究所の研究成果を活用したしまくとうば講演会を開催するなど、あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」として、文化芸術の観点から設置自治体と連携し、教育研究と地域及び社会貢献活動の一体的な取組を実施している。

令和 2 年度受審の大学機関別認証評価は、一般財団法人大学教育質保証・評価センターにて受審することとし、これまで行ってきた前述の取組などを、地域や社会に示す資料として「点検評価ポートフォリオ」を作成した。

当該資料は、単に大学機関別認証評価の資料としてだけでなく、地域や社会の声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点から、本学が独自に行う自己点検・評価の報告書と併せて活用し、大学の可視化や内部質保証に係る取組の公表に役立てたい。

目次

大学の概要.....	2
大学の目的.....	5

I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること.....	20
ホ 事務組織に関すること.....	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること.....	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること.....	28
リ 財務に関すること.....	30
ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること.....	32

II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料.....	35
------------------------------------	----

III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料.....	41
--------------------------------------	----

認証評価共通基礎データ	47
-------------------	----

大学の概要

(1) 大学名

沖縄県立芸術大学

(2) 所在地

首里当蔵キャンパス 沖縄県那覇市首里当蔵町1-4

首里金城キャンパス 沖縄県那覇市首里金城町3-6

首里崎山キャンパス 沖縄県那覇市首里崎山町4-212-1

(3) 学部等の構成

学部：美術工芸学部、音楽学部

研究科：造形芸術研究科、音楽芸術研究科、芸術文化学研究科

その他の組織：全学教育センター、附属図書・芸術資料館、附属研究所

(4) 学生数及び教職員数（令和2年5月1日現在）

学生：学部465名、大学院84名

教員：専任教員73名（附置機関教員を含む）、助手5名

職員：常勤職員22名、会計年度任用職員44名、嘱託員1名

(5) 理念と特徴

① 建学の理念 <http://www.okigei.ac.jp/outline/philosophy.html>

② 本学の特徴

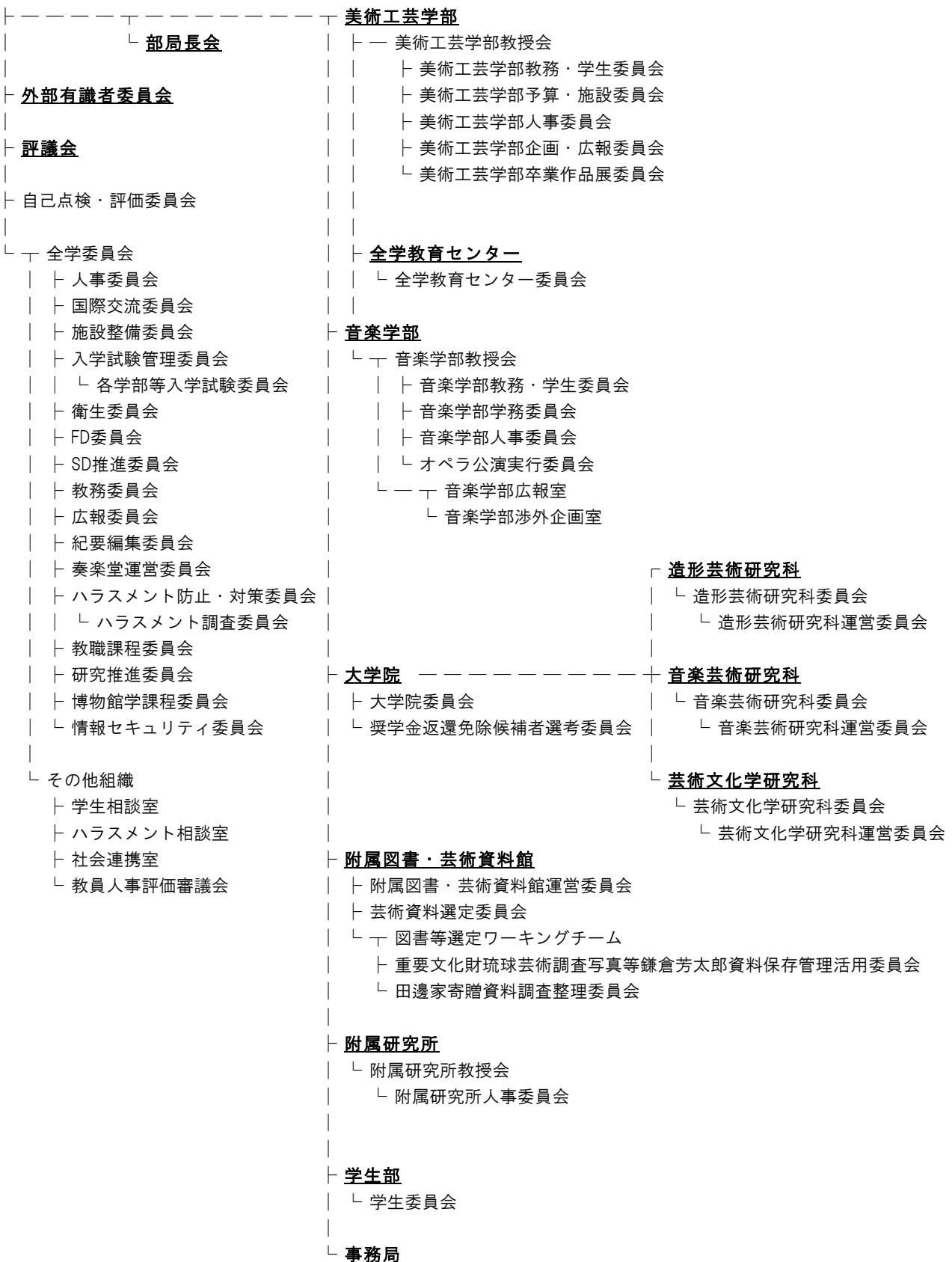
本学は国公立で4校目の芸術大学（四年制）として誕生した。学士課程総収容定員は420人と国公立芸術大学の中では最小規模であるが、専任教員1人あたりの学生数は6.6人（専門教育教員1人あたりでは7.5人）、大学院を含む学生1人あたりの校舎面積は53.1m²と充実した教育環境を誇っている。

大学キャンパスは、首里城をはじめ王朝時代の遺跡が数々残る古都首里の3地区に分かれて整備されており、普段学生は文化遺産を間近に見ながら学園生活を送っている。首里城に臨む当蔵キャンパスには、芸術大学の特徴的な施設として芸術資料館及び奏楽堂が整備され、芸術資料の収集・展覧会・演奏会活動が行われ一般に公開されている。また、県立大学の責務として、本学に蓄積された芸術的資産、能力を社会に還元するため、学部、附属研究所による公開講座の開設など社会貢献活動が行われている。

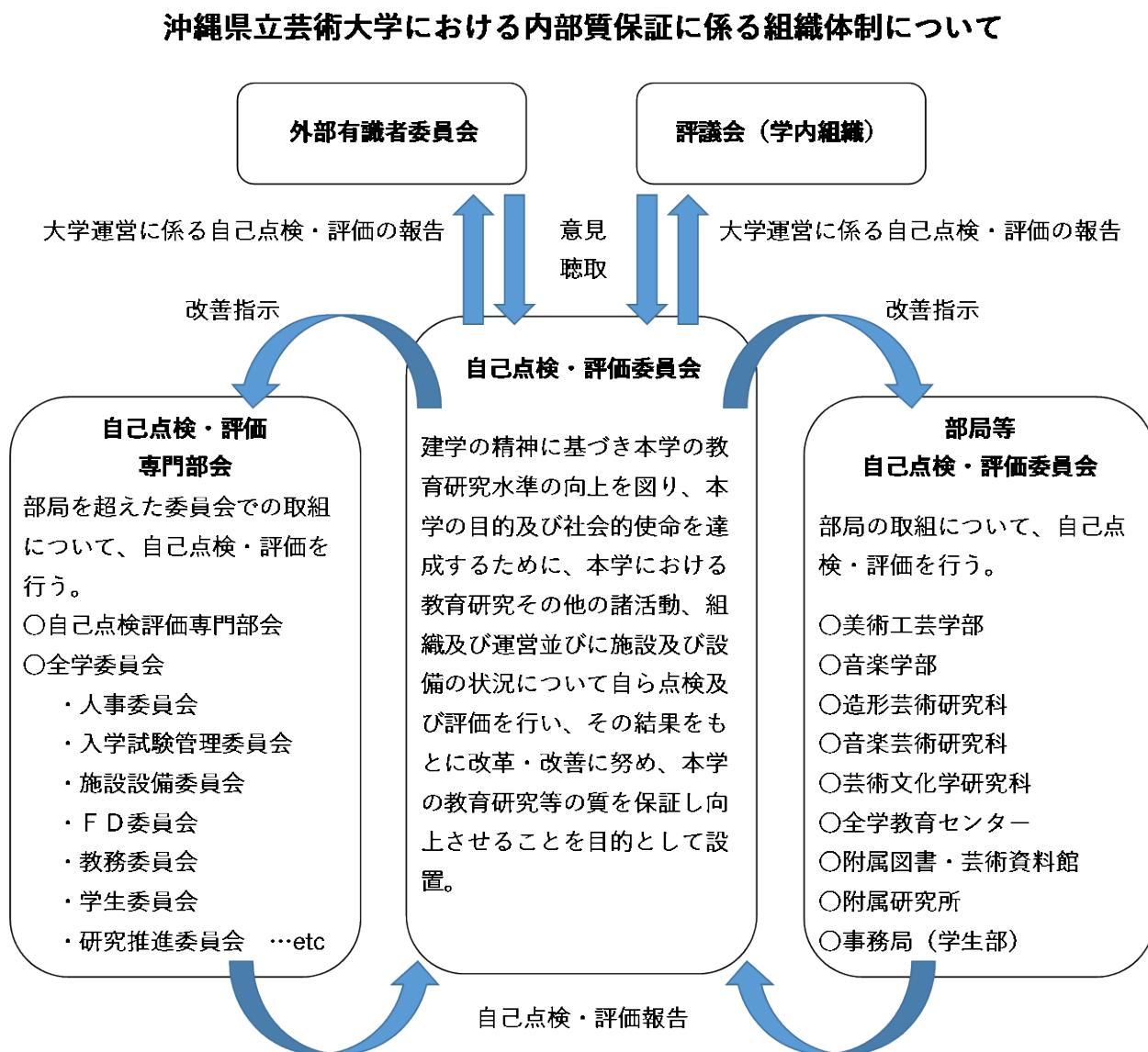
大学間連携では、国内において五芸大（東京藝術大学・京都市立芸術大学・金沢美術工芸大学・愛知県立芸術大学・沖縄県立芸術大学）の一員として連携を図っているほか、女子美術大学と教育・学術交流協定を締結している。海外では、ヨーロッパ及びアジアの7カ国・地域、11校と国際交流協定が結ばれ、留学生の相互受入、教員の相互派遣、交流展・公演の開催などが行われている。

(6) 大学組織図

学長 — 学長補佐室



(7) 内部質保証体制図



本学では、「自己点検・評価委員会」を全学的な内部質保証の中心とし、部局等の組織ごとに「部局等自己点検・評価委員会」を、全学委員会などの所掌ごとに「自己点検・評価専門部会」をそれぞれ設置し、組織ごとに点検・評価を実施し、P D C Aサイクルを活用した改善に努めている。

上記の点検・評価結果は、自己点検・評価委員会で集約し、法令に基づき公表するほか、学内の委員で構成される評議会、学外有識者（高等教育に関し識見を有する者、芸術文化活動の支援等を行う団体の関係者、商品の製造や流通などの業務に携わっている企業・団体の関係者、報道機関の関係者等）で構成される外部有識者委員会にて報告を行い、広く意見を求め、得られた意見を次年度の取組に反映させるなど、更なる改善に努めている。

大学の目的

(1) 沖縄県立芸術大学学則 (抄)

(目的)

第1条 沖縄県立芸術大学は、広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論及び歴史を教授研究して、人間性と芸術的創造力及び応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(美術工芸学部の目的)

第2条の2 美術工芸学部は、伝統芸術文化の継承と創造的芸術の表現を専門的かつ横断的に教授研究して、優れた芸術家をはじめとする社会的に活躍できる人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献することを目的とする。

(音楽学部の目的)

第2条の3 音楽学部は、音楽・芸能に関する専門的技能及び諸理論を教授研究して、音楽・芸能の分野における知識、技術、表現力及び他者との協働により社会に対して汎用化できる能力を備えた人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献することを目的とする。

(2) 沖縄県立芸術大学大学院学則 (抄)

(目的)

第1条 沖縄県立芸術大学大学院は、建学の理念に則り、高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与することを目的とする。

(造形芸術研究科の目的)

第3条の2 造形芸術研究科は、造形芸術分野における深い学識の涵養及び専門的な能力の教授研究により、社会における芸術活動に貢献し得る卓越した人材を育成し、もって造形芸術の発展に寄与することを目的とする。

(音楽芸術研究科の目的)

第3条の3 音楽芸術研究科は、音楽芸術分野における深い学識と専門的な研究能力を培い、社会において高度に専門的な職業を担うことのできる人材を育成し、もって音楽芸術の発展に寄与することを目的とする。

(芸術文化学研究科の目的)

第3条の4 芸術文化学研究科は、実技との結びつきを重視した芸術文化に関する高度な理論と応用の教授研究により、芸術文化についての豊かな識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成し、もって芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(3) 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館規程 (抄)

(目的)

第2条 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館は、図書資料、芸術資料等を収集、整理、管理及び利用に供し、本学教職員及び学生等の教育並びに調査、研究に資することを目的とする。

(4) 沖縄県立芸術大学附属研究所規程（抄）

（目的）

第2条 研究所は、地域伝統芸術（以下「伝統芸術」という。）及びその関連分野の研究・調査を行い、伝統芸術の特色を解明するとともに、これを通して、伝統芸術の後継者の育成指導を図り、伝統芸術を基調とする芸術文化の創造と発展に寄与することを目的とする。

I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（①大学）

（1）自己点検・評価の実施状況

本学は、芸術大学の基本を成す美術・音楽芸術の教育研究に、沖縄の伝統工芸・芸能芸術分野を取り入れるとした考え方のもと昭和61年4月に開学し、「美術工芸学部」「音楽学部」を教育研究上の基本となる組織とした公立大学である。

I 大学の目的

本学の目的は、「広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論及び歴史を教授研究して、人間性と芸術的創造力及び応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与すること」であり、学則第1条に定めている。

II 教育研究上の目的

i 美術工芸学部

美術工芸学部の目的は、「伝統芸術文化の継承と創造的芸術の表現を専門的かつ横断的に教授研究して、優れた芸術家をはじめとする社会的に活躍できる人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献すること」であり、学則第2条の2に定めている。

ii 音楽学部

音楽学部の目的は、「音楽・芸能に関する専門的技能及び諸理論を教授研究して、音楽・芸能の分野における知識、技術、表現力及び他者との協働により社会に対して汎用化できる能力を備えた人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献すること」であり、学則第2条の3に定めている。

III 学科及び専攻等

美術工芸学部に2学科、5専攻、音楽学部に1学科、3専攻を置き、両学部、学科の専任教員の数は、それぞれ大学設置基準に定める教授等の数を十分に満たしており、専ら本学における教育研究に従事している。また、美術工芸学部、音楽学部及び附属研究所の教員によって構成される「全学教育センター」において、初年次教育、教養教育、資格課程教育等、学士課程の全学教育が学部の垣根を越えて推進されている。

i 美術工芸学部

学生の履修上の区分に応じて専攻を組織しており、絵画専攻、彫刻専攻、芸術学専攻、デザイン専攻及び工芸専攻の5専攻を置いている。更に絵画専攻及び工芸専攻においては、学生の履修上の区分として、日本画・油画・染・織・陶芸・漆芸の各専門分野を定め、分野ごとに必要な教授等を配している。

なお、学部の専門教育教員1人当たりの学生数は8.85人で

ある。よって、美術工芸学部は教育研究上、適當な規模内容を有し、教員組織、教員数等は学部として適當である。

ii 音楽学部

学生の履修上の区分に応じて専攻を組織しており、音楽表現専攻、音楽文化専攻及び琉球芸能専攻の3専攻を置いている。更に各専攻においては、専門分野の区分に応じて表記のコースを組織し、コースごとに必要な教授等を配している。

なお、学部の専門教育教員1人当たりの学生数は5.97人である。よって、音楽学部は教育研究上適當な規模内容を有し、教員組織、教員数等は学部として適當である。

専攻	コース
音楽表現専攻	声楽・ピアノ・弦楽・管打楽・作曲理論
音楽文化専攻	沖縄文化・音楽学
琉球芸能専攻	琉球古典音楽・琉球舞踊組踊

IV 収容定員

収容定員は、学則第2条に専攻ごとに定められており、入学者数が入学定員を大幅に超える、または下回る状況はない。なお、過去5年間の平均入学定員超過率は1.06であり、在学する学生数は収容定員に基づき適正に管理されている。（認証評価共通基礎データを参照）

○収容定員の状況【令和2年5月1日現在(単位:人)】

学部	学科	専攻	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
美術工芸	美術	絵画	10	13	40	50
		彫刻	5	6	20	23
		芸術学	6	6	24	27
	デザイン	デザイン	20	22	80	88
		工芸	24	26	96	104
	音楽	音楽表現	23	28	92	109
		音楽文化	7	7	28	23
		琉球芸能	10	9	40	41

V 大学等の名称

大学、学部及び学科の名称は適當であり、その教育研究上の目的にふさわしい。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教育研究上の基本となる組織が適切に設置されている。
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	<p>第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第1条(目的)
	学校教育法	
②	<p>第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第1条(目的)
	大学設置基準	
③	<p>第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第2条の2(美術工芸学部の目的) 第2条の3(音楽学部の目的)
④	<p>第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適當な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適當であると認められるものとする。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第2条(学部、学科、専攻及び収容定員) 認証評価共通基礎データ
⑤	<p>第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第2条(学部、学科、専攻及び収容定員)
⑥	<p>第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。</p>	(該当しない)
⑦	<p>第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること</p>	沖縄県立芸術大学学則 第2条(学部、学科、専攻及び収容定員) 認証評価共通基礎データ
⑧	<p>第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適當であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	沖縄県立芸術大学条例 第1条(設置) 第3条(学部及び学科) 沖縄県立芸術大学学則 第1条(目的) 第2条(学部、学科、専攻及び収容定員) 第2条の2(美術工芸学部の目的) 第2条の3(音楽学部の目的)

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

本学大学院は、高度な芸術の理論及び応用を教授研究するため、教育研究上の基本となる組織として、平成5年に、「造形芸術研究科(修士課程)」、平成6年に「音楽芸術研究科(修士課程)」、平成8年に「芸術文化学研究科(後期博士課程)」を設置した。

I 本学大学院の目的

本学大学院の目的は、「建学の理念に則り、高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与すること」であり、大学院学則第1条に定めている。

II 教育研究上の目的

i 造形芸術研究科(修士課程)

造形芸術研究科の目的は、「造形芸術分野における深い学識の涵養及び専門的な能力の教授研究により、社会における芸術活動に貢献し得る卓越した人材を育成し、もって造形芸術の発展に寄与すること」であり、大学院学則第3条の2に定めている。

ii 音楽芸術研究科(修士課程)

音楽芸術研究科の目的は、「音楽芸術分野における深い学識と専門的な研究能力を培い、社会において高度に専門的な職業を担うことのできる人材を育成し、もって音楽芸術の発展に寄与すること」であり、大学院学則第3条の3に定めている。

iii 芸術文化学研究科(後期博士課程)

芸術文化学研究科の目的は、修士課程の造形芸術研究科及び音楽芸術研究科の教育研究を踏まえ、各専攻分野の「実技との結びつきを重視した芸術文化に関する高度な理論と応用の教授研究により、芸術文化についての豊かな識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成し、もって芸術文化の発展に寄与すること」であり、大学院学則第3条の4に定めている。

III 専攻等

造形芸術研究科に生活造形専攻、環境造形専攻及び比較芸術学専攻の3専攻を置き、専門分野の区分に応じて下表に示す専修を組織し、それぞれに教授等を配している。

専 攻	専 修
生活造形専攻	工芸・デザイン
環境造形専攻	絵画・彫刻
比較芸術学専攻	比較芸術学

音楽芸術研究科に舞台芸術専攻、演奏芸術専攻及び音楽学専攻の3専攻を置き、専門分野の区分に応じて下表に示す専修を組織し、それぞれに教授等を配している。

専 攻	専 修
舞台芸術専攻	琉球古典音楽・琉球舞踊組踊
演奏芸術専攻	声楽・ピアノ・管弦打楽
音楽学専攻	音楽学・作曲

芸術文化学研究科に芸術文化学専攻を置き、下表に示す研究領域の区分に応じた教授等を配している。

専 攻	研究領域
芸術文化学専攻	比較芸術学・民族音楽学・芸術表現

また、各研究科においては、大学院設置基準に定める専攻ごとに置くべき教員数を確保している（「認証評価共通基礎データ」を参照）。以上のことから各研究科の組織、教員数等は、教育研究上適当な規模内容を有している。

IV 収容定員

収容定員は、大学院学則第3条により専攻ごとに定められており、比較芸術学専攻を除き入学者数が入学定員を大幅に超える、または下回る状況はない。また、過去5年間の平均入学定員充足率は0.91であり、在学する学生数は収容定員に基づき適正に管理されている（「認証評価共通基礎データ」を参照）。なお、比較芸術学専攻の入学定員割れの状況については、直近の入試において改善が見られるので、継続的な対策が必要である。

○収容定員の状況【令和2年5月1日現在(単位:人)】

研究科	専 攻	入 学 定 員	入 学 者 数	収 容 定 員	学 生 数
造形芸術	生活造形	9	10	18	23
	環境造形	6	7	12	10
	比較芸術学	3	2	6	3
音楽芸術	舞台芸術	4	3	8	9
	演奏芸術	8	9	16	17
	音楽学	3	3	6	7
芸術文化学	芸術文化学	3	3	9	15

V 研究科等の名称

研究科及び専攻の名称は適当であり、その教育研究上の目的にふさわしい。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教育研究上の基本となる組織が適切に設置されている。
改善を要する点	造形芸術研究科の入学定員充足率の改善を図る必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	学校教育法 第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	沖縄県立芸術大学大学院学則 第1条(目的) 沖縄県立芸術大学 Web ページ 建学の理念
②	大学院設置基準 第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	沖縄県立芸術大学大学院学則 第3条の2(造形芸術研究科の目的) 第3条の3(音楽芸術研究科の目的) 第3条の4(芸術文化学研究科の目的)
③	第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	沖縄県立芸術大学大学院学則 第2条(大学院の課程)
④	第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができます。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができます。	沖縄県立芸術大学大学院学則 第2条(大学院の課程) 第6条(修業年限及び在学期間)
⑤	第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができます。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとすることができます。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができます。	沖縄県立芸術大学大学院学則 第2条(大学院の課程) 第6条(修業年限及び在学期間)
⑥	第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適當な規模内容を有すると認められるものとする。	沖縄県立芸術大学大学院学則 第3条(研究科、専攻及び収容定員) 認証評価共通基礎データ
⑦	第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適當と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適當と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	沖縄県立芸術大学大学院学則 第3条(研究科、専攻及び収容定員)
⑧	第十条（収容定員） 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	沖縄県立芸術大学大学院学則 第3条(研究科、専攻及び収容定員)
⑨	第二十二条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適當であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	沖縄県立芸術大学条例 第4条(大学院) 沖縄県立芸術大学大学院学則 第1条(目的) 第3条の2(造形芸術研究科の目的) 第3条の3(音楽芸術研究科の目的) 第3条の4(芸術文化学研究科の目的)

□ 教員組織に関するここと（①大学）

（1）自己点検・評価の実施状況

I 教授会

本学では、学則第6条により、美術工芸学部、音楽学部及び附属研究所に教授会を置いている。各学部教授会は、所属の教授、准教授及び講師で組織され、毎月一回の定例会を開催している。教授会の下に各種委員会を置き、学部教務、学生支援、入学試験実施等についての審議を付託し、教授会にて学生の入学、卒業、学位の授与のほか、教育研究に関する重要な事項について審議し学長に意見を述べるほか、学部の教育研究に関する事項について審議し、学長又は学部長の求めに応じて意見を述べることができることとしている。また、大学に各学部・研究科、附属図書・芸術資料館、附属研究所及び事務局の長で構成される部局長会を置き、大学運営に関し必要な事項について連絡調整及び協議を行い、その情報は教授会において共有される。

II 教員組織

教員は学部に所属し、それぞれの専門分野に応じて専攻等に配置され、学士課程教育を担っている。教育研究に係る責任の所在は学部長にあり、学部に学部長を座長として各専攻又はコース主任で構成する主任連絡会を置き、学部運営を組織的に行っている。首里当蔵キャンパスには美術工芸学部2専攻及び音楽学部が、首里崎山キャンパスには美術工芸学部3専攻が配置され、各キャンパスに必要な専攻分野の専任教員を配置している。また、美術工芸学部、音楽学部、附属研究所の教員によって構成される「全学教育センター」を組織し、学部を超えた組織的な連携によって、学士課程の初年次教育、教養教育及び資格課程教育等を担っている。

III 教員の選考等、年齢構成

教員の募集、採用等については、教育公務員特例法に基づき、沖縄県立芸術大学教員選考基準、沖縄県立芸術大学教員選考規程及び沖縄県立芸術大学教員採用要綱に規定している。専任教員の採用は、案件ごとに大学人事委員会の方針に基づき公募により行っており、職位ごとに求める能力及び基準について沖縄県立芸術大学教員選考基準による審査を行っている。教員の昇任については、教員昇任要綱に該当する昇任候補者を、学部等人事委員会にて教員選考審査要綱に基づき書類、実技、模擬授業、面接等による審査を行い、教授会を経て学長が決定している。教員の採用及び昇任に係る資格審査基準等の適切性については、学部等人事委員会及び教授会において確認されてきたところであるが、現在、大学人事委員会において具体的な審査基準、内規等を検討中である。

ある。専任教員等 78 名の年齢構成について、前回認証評価受審の際は 60 代に偏りがみられたが、40 歳未満が 14 名、40 代が 26 名、50 代が 27 名、60 代が 11 名（教員の定年は 65 歳）と、年齢構成はバランス良く分布している。性別の構成については、やや男性が多い傾向にあるが、各学部隔たりなく女性教員が配置されている。

IV 授業科目の担当

全学教育科目（初年次教育科目、リテラシー科目、一般教養科目、芸術教養科目、沖縄の文化に関する科目、健康・運動科目）については、全学教育センターの専任教員を中心に、専攻専任教員の協力を得ながら開講している。全学教育科目のうち、48%を専任教員が担当している。

学部専門教育科目について、主に各学科、専攻等の教育目的を達成するために、卒業要件として必修又は選択必修を課している主要授業科目 497 科目のうち、79.1%にあたる 393 科目を専任の教授、准教授が担当している。主要授業科目以外の科目においても、専任の教授等が相当数を担当しており、教育上必要な教員を適切に配置している。また、演習又は実技科目では、なるべく助手に補助をさせ実施している。

V 専任教員数

本学の専任教員数は以下の表の通りであり、大学設置基準に照らして必要な教授等の数以上を確保している。

表 専任教員数(令和2年5月1日現在)

区分	収容定員数	必要な専任教員数 (うち教授数)	専任教員数		S/T 比
			教授	准教授等	
美術工芸学部	美術学科	84	6(3)	17	8 9
	デザイン工芸学科	176	6(3)	16	6 1 0 7.9
	全学教育センター			4 0	
音楽学部			8	0 4	5.2
	音楽学科	160	10(5)	29	14 15
大学全体		420	34(17)	70	32 38 6.6

なお、本学の専任教員は沖縄県一般職地方公務員であり、他学の専任教員を兼職できない。専ら本学における教育研究に従事している。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	・それぞれの組織での情報伝達を密にするため教授会には准教授及び講師を加えて組織されている。 ・その他教員組織について適切に設置され、機能している。
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第6条(教授会) 沖縄県立芸術大学美術工芸学部教授会規程 第2条(組織) 第3条(所掌事項) 沖縄県立芸術大学音楽学部教授会規程 第2条(組織) 第3条(所掌事項) 沖縄県立芸術大学附属研究所教授会規程 第2条(組織) 第3条(所掌事項) 部局長会規程
②	<p>大学設置基準</p> <p>第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。</p> <p>3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	沖縄県立芸術大学学則 第4条(職員組織) 沖縄県行政組織規則 第 250 条(出先機関に置く職及びその職務) 沖縄県立芸術大学全学教育センター設置規程 沖縄県立芸術大学全学教育センター委員会規程 沖縄県立芸術大学人事委員会規程 沖縄県立芸術大学教員選考基準 沖縄県立芸術大学教員選考規程 沖縄県立芸術大学教員採用要綱 沖縄県立芸術大学教員選考審査要綱 沖縄県立芸術大学教員昇任要綱 沖縄県立芸術大学における教員の採用、昇任選考に係る指針及び運用方法 認証評価共通基礎データ 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○教員数・構成など
③	<p>第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	沖縄県立芸術大学 Web ページ ○シラバス ○教員数・構成など (助手の配置状況)
④	<p>第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。</p> <p>2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかるわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができます。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第2条(学部、学科、専攻及び収容定員) 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○教員数・構成など
⑤	<p>第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあっては、当該学部における共同学科以外の学科を一つの学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	沖縄県立芸術大学学則 第2条(学部、学科、専攻及び収容定員) 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○教員数・構成など

□ 教員組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

I 研究科委員会

本学大学院では、沖縄県立芸術大学大学院学則第3条により、造形芸術研究科、音楽芸術研究科及び芸術文化学研究科を設置し、同学則第5条第2項により研究科委員会を置いている。各研究科はそれぞれ定例会を開催している。各研究科委員会の下に、運営委員会を置き、教務、学生支援、入学試験実施等についての審議を付託し、研究科委員会にて学生の入学及び課程の修了、学位の授与のほか、教育研究に関する重要な事項について審議し学長に意見を述べるほか、研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長又は研究科長の求めに応じて意見を述べることができることとしている。

II 教員組織

本学大学院において研究指導及び授業を担当する教員は、沖縄県立芸術大学大学院学則第4条の定めのとおり、沖縄県立芸術大学の学部及び附属研究所所属の教授、准教授、講師、助教のうち当該研究科の研究指導教員等選考審査を経た教員が兼務している。したがって、附属研究所との連携体制、教員の選考、年齢構成については、前頁で言及したとおりである。

造形芸術研究科及び音楽芸術研究科の教員組織においては、研究科長を座長とする主任連絡会を置き、各専修等主任によって組織的な連携が取られ、研究科の円滑な運営を行っている。芸術文化学研究科の教員組織においては、研究科長の下に運営委員長を置き、連携して後期博士課程教育の円滑な運営を行っている。

III 授業科目の担当

大学院課程専門教育科目について、教育上主要と認める授業科目は、100 科目あり、専任の教授・准教授が担当する科目は 99 科目ある。教育上主要と認める授業科目のうち 99.0% を専任教員が担当しており、教育上必要な教員を適切に配置している。なお、研究科を兼務する学部及び附属研究所所属教員は、専攻分野ごとに首里地区内の3キャンパスに配置されており、かつ各キャンパス間は近接しており教育上の支障はない。

IV 研究指導教員及び研究指導補助教員の配置状況

大学院に配置する研究指導教員及び研究指導補助教員について、令和2年度当初において造形芸術研究科生活造形専攻及び環境造形専攻に必要な研究指導教員の数を満たしていないかったことから、5月の同研究科委員会において選考審査委員会を設置、研究指導教員の選考を行い、当該2専攻の研究指導教員の現員数(うち教授)をそれぞれ8(6)及び6(5)、研究補助教員の現員数を8及び4とし、大学院設置基準に照らして必要人数以上の教授等を確保した。造形芸術研究科比較芸術学専攻、音楽芸術研究科及び芸術文化学研究科においては、以下の表のとおり、大学院設置基準に照らして必要人数以上の教授等を確保している。

表 研究指導教員及び研究指導補助教員数

(令和2年7月1日現在)

研究科 ／専攻	研究指導教員		研究指導 補助教員	
	必要数 (うち教授)	現員数 (うち教授)	必要数	現員 数
造形芸術研究科				
生活造形専攻	8～10 (6～7)	8(6)	4	8
環境造形専攻	6(4)	6(5)	3	4
比較芸術学専攻	4(3)	4(3)	2	4
音楽芸術研究科				
舞台芸術専攻	3～4 (2～3)	3(3)	2	3
演奏芸術専攻	7～8 (5～6)	8(6)	4	4
音楽学専攻	4～5 (3～4)	4(4)	2～3	5
芸術文化学研究科				
芸術文化学専攻	7～10 (5～7)	10(10)	4～5	13

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	・それぞれの組織での情報伝達を密にするため教授会には准教授及び講師を加えて組織されている。 ・その他教員組織について適切に設置され、機能している。
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。</p> <p>4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。</p> <p>5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	沖縄県立芸術大学大学院学則 第4条(職員組織) 第4条の2(教育指導組織) 第5条(研究科長) 第5条の2(大学院委員会) 沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科委員会規程 沖縄県立芸術大学大学院音楽芸術研究科委員会規程 沖縄県立芸術大学大学院芸術文化学研究科委員会規程 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○シラバス ○教員数・構成など
②	<p>第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあっては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 <p>二 博士課程を担当する教員にあっては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 <p>2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	沖縄県立芸術大学研究指導教員等選考審査規程 第2条(研究指導教員) 第5条(研究指導教員の人数) 別表及び別表備考 認証評価共通基礎データ
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	(該当しない)

ハ 教育課程に関するここと(①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

I 入学者選抜

大学及び各学部のアドミッション・ポリシーに沿って、一般入試及び推薦入試を実施している。

入学者選抜試験実施に係る審議は、沖縄県立芸術大学入学試験管理規程に基づき、各学部に設置される入学試験委員会(以下「入試委員会」という。)が行い、入学試験管理委員会が全学的に総括する。各入試委員会は、各学部入試の実施方法等について審議するほか、実施結果に基づき検証等を行い、審議結果は各学部長に報告され、各教授会の議を経て改善に繋げている。合否判定を含む全ての審議は、各教授会の合議のプロセスを経て行われており、かつ入学試験管理委員会の管理の下、入学試験の厳格性が担保されている。また、入学試験ごとに関係職員に対する説明会が実施され、公正かつ確実な入学試験業務の遂行に留意している。特別な配慮が必要な受験者に対して、学生募集要項に事前相談を明記しており、本人からの申出による合理的な配慮として、別室受験、試験時間の延長、問題用紙と解答用紙の同一化、文字拡大等を実施している。以上のことから、入学試験の公平性・透明性を確保し、適切な方法で入学者選抜を行っている。

表 入学者選抜試験ごとの募集定員

学部	入学者選抜試験	募集定員(R2)
美術工芸学部	一般入試(前期)	45
	一般入試(後期)	6
	推薦入試	14
音楽学部	一般入試(前期)	26
	推薦入試	14

II 教育課程の編成、授業の方法

大学及び各学部のカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成し実施している。すべての授業科目は、学則に基づき各学部履修規程及び履修要領において必修科目、選択科目及び自由科目並びに全学教育科目及び専門教育科目に区分され、配当年次、単位数及び履修方法が定められている。専門教育科目における主要科目を中心とした必修及び選択必修科目は、受講年次に応じて段階的に配当され、本学及び各学部の教育上の目的を達成すべく体系的に編成されている。なお、本学及び学部の目的を踏まえ、すべての授業科目についてディプロマ・ポリシーとの関連を示すカリキュラムマップを公開している。また、年間の授業期間は定期試験、集中講義期間等を含め令和元年度は38週であり、大学、学部及び研究科等の学事と合わせて学年暦において明示している。本学の専門教育教員1人あたりの学生数は7.5人であり、大学院

を含む学生1人あたりの校舎面積は53.1m²と充実した教育環境を誇っている。専門教育ではその強みを活かし、カリキュラム・ポリシーに沿って講義・演習・実技科目が体系的に編成され、学生の個性を尊重した少人数教育が行われている。

授業科目は、1単位につき45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、講義については15時間、演習については15時間から30時間、実習及び実技等については30時間から45時間、音楽学部における個人指導による実技の授業については5時間と定めている。単位の計算方法は学則及び学部履修規程で規定されており、オリエンテーション、履修指導などで学生に周知している。また、1箇学期の履修登録の上限を22単位とし、前年度の成績の状況に応じて上限を26単位とする緩和措置を設けている。

III 成績評価基準並びに卒業認定及び学位授与の要件

成績評価基準は、学則に基づき各学部の履修規程に明確に定められており、授業科目の成績は各シラバスに記載された到達目標を観点としてこの基準に則り評価される。成績評価の透明性・客觀性・厳格性を担保するため、美術工芸学部の専門実技試験(成果展)は、公開の場で複数教員による講評(口頭)と採点を基に合議により最終評価がなされ、音楽学部の専門実技試験はすべて録画保存され、複数教員が採点と評価ペーパー作成を行い、その素点及び講評内容を学生に開示している。

また、成績評価についての学生の異議申し立て制度が設けられており、学生便覧及び大学Webページに掲載、周知されている。学生は申立書により異議を申立て、教務学生課を経て授業担当教員に送付され、当該教員による回答書は教務学生課経由、学部長又は研究科長の決裁を経て学生に回答される。学生は回答内容に不服がある場合は、不服申立書を教務学生課に提出し、当該教員と学部長又は研究科長に送付され、対応が協議される。

卒業認定要件は、学則及び学部履修要領で明確に定められており、学位授与にあたり学生が獲得すべき学修成果については大学及び各学部のディプロマ・ポリシーで明示され、学生便覧及び履修案内に記載するとともに、成績評価基準と併せてオリエンテーション、履修指導で学生に対して説明、周知を行っている。最終学年における卒業作品又は卒業論文の提出あるいは卒業演奏を経て卒業認定要件を満たした学生について、大学及び各学部のディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学部教務学生委員会及び教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士(芸術)の学位を授与する。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、上限を超えた履修登録を認めている。
改善を要する点	-

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	沖縄県立芸術大学学則 第15条(入学者の選抜) 入学試験管理規程 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○入学者選抜要項 ○美術工芸学部学生募集要項 ○音楽学部学生募集要項
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	沖縄県立芸術大学学則 第25条の2(教育課程の編成方針等) 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○カリキュラム・ポリシー ○シラバス ○学部カリキュラムマップ 沖縄県立芸術大学学位規程
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第25条の2第2項(教育課程の編成方針等)
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。</p> <p>三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第29条(単位の計算方法) 美術工芸学部履修規程 第4条(履修方法) 音楽学部履修規程 第4条(履修方法) 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○シラバス ○学年歴 ○美術工芸学部履修要領 ○音楽学部履修要領 ○沖縄県立芸術大学の成績評価基準等について
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第30条(授業期間)
⑥	<p>第二十三条（各授業科目的授業時間） 各授業科目的授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第10条(学期)
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	美術工芸学部履修規程 第3条(授業の方法) 音楽学部履修規程 第3条(授業の方法) 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○シラバス ○校舎施設等
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第百四十七条を参照すること</p>	美術工芸学部履修規程 第15条(成績評価の基準) 音楽学部履修規程 第15条(成績評価の基準) 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○シラバス ○美術工芸学部履修要領 ○音楽学部履修要領 沖縄県立芸術大学における成績評価異議申立てに関する実施要領 成績評価異議申立てに関する実施スキーム図
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第31条(授業科目の履修の認定及び成績の評価) 第32条(単位の授与) 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○沖縄県立芸術大学の成績評価基準等について
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	美術工芸学部履修規程 第8条(履修登録の上限) 第8条の2(履修登録の上限の緩和) 音楽学部履修規程 第8条(履修登録の上限) 第8条の2(履修登録の上限の緩和)

ハ 教育課程に関するここと(②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

I 入学者選抜

各研究科のアドミッション・ポリシーに沿って筆記試験、口述試験、面接のほか、論文又は作品の提出、試験曲の演奏等の実技試験を行うなど適切かつ多様な方法で入学者選抜を行っている。作品及び演奏の評価は、入学後にカリキュラム・ポリシーに沿った教育を受けるのに必要な専攻分野の基礎的知識の理解度、技能の深度を主な基準として、複数教員の合議によって行われる。

入学者選抜は、各研究科運営委員会が入学試験委員会業務を担い、それを全般的に入学試験管理委員会が統括している。研究科運営委員会は、研究科の入学試験実施に係る事項を協議するほか、実施結果の検証を行い改善に繋げている。合否判定を含む研究科委員会での全ての協議は、合議のプロセスを経て行われており、入学試験の厳格性が担保されている。また、入学者選抜試験の実施にあたっては、関係職員に対して入試ごとに説明会を実施する等、公正かつ確実な入学者選抜業務の遂行に留意している。特別な配慮が必要な受験者に対して、学生募集要項に事前相談を明記しており、本人からの申出による合理的配慮として、別室受験、試験時間の延長、問題用紙と解答用紙の同一化、文字拡大等を実施している。以上のことから、入学試験の公平性・透明性を確保し、適切な方法で入学者選抜を行っている。

II 教育課程の編成、授業の方法

修士課程の造形芸術研究科及び音楽芸術研究科においては、研究科の教育理念及びカリキュラム・ポリシーに基づき、専門分野の学術動向を踏まえつつ、授業科目と修士論文又は研究作品、演奏などの研究指導により体系的に編成され、芸術の理論と実践、応用の研究を通して、高度の専門的知識の獲得と作品制作又は演奏等の研究能力を育成している。学生は、研究指導教員及び研究指導補助教員等による複数指導体制によって課程を通して組織的に指導される。学生は、年度当初に指導教員等の指導のもと、適切な研究テーマを設定し、研究実施計画及び指導計画に沿って授業と研究指導が行われる。また、教員の指導により、関連する分野の基礎的な授業及び研究を通して、周辺分野の研究を幅広く専攻分野に応用できる研究能力の育成を図っている。

芸術文化研究科(後期博士課程)においては、担当教員を中心に研究指導教員、研究補助教員及び研究テーマに密接に関連する専任教員によって「研究指導会議」が組織され、学生は博士論文あるいは研究作品又は演奏を加えた論文執筆に向けて、課程を通して複数指導体制によって指導される。

学生は、年度当初に教員の指導のもと、研究テーマに沿つて研究実施計画を立て、指導会議教員は研究指導計画書を作成し、課程における授業及び研究指導の計画をあらかじめ学生と共有する。毎年2回開催される口頭による研究発表会は学内外に公開されており、学生は活発な質疑応答を通して研究及び研究方法についての理解が深まる。

なお、本学大学院学則において第7条(学年、学期及び休業日)、第24条の2(長期にわたる教育課程の履修)、第26条(他の大学院における授業科目の履修等)、第26条の2(入学前の既修得単位等の認定)、第33条(科目等履修生)を定めており、また、「沖縄県立芸術大学学則を準用する規程」において、本学学則第29条(単位の計算方法)及び第30条(授業期間)の規定を準用することを定めていることから、本学大学院学則は大学院設置基準に則している。

III 成績評価基準並びに修了認定及び学位授与の要件

授業科目の成績評価基準は、各研究科履修規程に定められている。授業科目の到達目標はディプロマ・ポリシーと密接に関連しており、シラバスに明示された「成績評価の方法」によって、成績評価基準に則り到達目標の達成度で評価される。その上で、成績評価の客観性・厳格性を担保するため、異議申し立て制度を設けている。

学位論文等の審査基準、最終試験の方法及び審査基準は、研究科ごとに別に定められ、履修案内、便覧及び大学Webページに掲載公開されている。また、博士論文の審査基準は、「沖縄県立芸術大学大学院芸術文化学研究科(課程博士)博士論文等審査基準」に定められ、何れもあらかじめ学生に明示されている。修士作品展等においては、学外の専門家を交えた講評を公開で行っており、教員、学生によるディスカッションは学生の客観的な自己評価に繋がり、学生が自らの成長を確認できるものとなっている。また、主体性の涵養やコミュニケーション能力の向上などの教育効果が望める。

研究科において所定の年限以上在学し、修了要件単位の取得と学位論文等の提出、演奏を経て審査及び最終試験に合格した学生に対し、研究科の議を経て学長が修了を認定し学位を授与する。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	沖縄県立芸術大学大学院学則 第11条(入学者の選抜) 入学試験管理規程 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○造形芸術研究科学生募集要項 ○音楽芸術研究科学生募集要項 ○芸術文化学研究科学生募集要項
②	<p>第十一條（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	造形芸術研究科履修規程 音楽芸術研究科履修規程 芸術文化学研究科履修規程 第3条(研究計画) 第4条(授業科目、単位数及び履修方法) 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○シラバス ○学部カリキュラムマップ
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。</p>	沖縄県立芸術大学大学院学則 第22条の2(授業及び研究指導)
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	沖縄県立芸術大学研究指導教員等選考審査規程 第2条(研究指導教員) 沖縄県立芸術大学大学院学則 第26条の3(他の大学院等における研究指導)
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p>	沖縄県立芸術大学大学院学則 第27条(成績の評価及び単位の授与) 造形芸術研究科履修規程 音楽芸術研究科履修規程 芸術文化学研究科履修規程 第3条(研究計画) 第6条(成績評価の基準) 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○シラバス ○沖縄県立芸術大学の成績評価基準等について 沖縄県立芸術大学大学院芸術文化学研究科(課程博士)博士論文等審査基準
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する一千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第29条(単位の計算方法) 第30条(授業期間) 沖縄県立芸術大学大学院学則 第7条(学年、学期及び休業日) 第24条の2(長期にわたる教育課程の履修) 第26条(他の大学院における授業科目の履修等) 第26条の2(入学前の既修得単位等の認定) 第33条(科目等履修生) 沖縄県立芸術大学学則を準用する規程

二 施設及び設備に関するこ

(1) 自己点検・評価の実施状況

I 校地、校舎、運動場、施設等

i 校地及び校舎の面積

本学のキャンパスは、首里当蔵キャンパス(美術工芸学部絵画専攻、芸術学専攻、音楽学部、全学教育センター等)、首里金城キャンパス(附属研究所)及び首里崎山キャンパス(美術工芸学部彫刻専攻、デザイン専攻、工芸専攻)の3カ所あり、大学設置基準により算出される必要な面積と比較して十分な面積を有している。

表 大学設置基準による必要面積と実面積

区分	校地面積(m ²)	校舎面積(m ²)
設置基準面積	4,950	7,560
大学全体	100,321	29,174

ii 校舎(建物)、運動場、施設

建物及び体育施設等として、各キャンパスで次の表のとおり整備し、学習や教育研究に活用している。なお、キャンパス間にシャトルバス、借上タクシーを運行し、学生の利便性向上を図っている。

表 各キャンパスの建物と用途

キャンパス・建物		用 途
首里 当蔵C	管理棟・一般教育棟	学長室、LL 教室、コンピューター教室、会議室、研究室、事務室等
	美術棟	実習室、講義室、研究室等
	音楽棟	練習室、講義室、研究室等
	福利厚生棟	進路コーナー、学生相談室、国際交流室、保健室、学生食堂等
	附属図書・芸術資料館	書架閲覧室、多目的室、視聴覚室、展示室、収蔵庫等
	奏楽堂	ホール(客席)、講義室等
	体育館・運動場	アリーナ、シャワー等
首里 金城C	附属研究所	小講堂、AV・講義室、スタジオ、研究室、事務室等
首里 崎山C	デザイン/中央棟	事務室、保健室、会議室、研究室、実習室、スタジオ等
	工芸棟	工房、制作室、実習室、研究室等
	彫刻棟	塑造室、実習室、講義室、研究室等

iii 耐震化・バリアフリー化

本学の耐震化について、昭和 56 年以前の建築物はなく、建築基準法に基づく耐震基準を全ての建物で満たしている。また、バリアフリー化に関しては、首里当蔵キャンパス音楽棟、一般教育棟にエレベーターを設置しているほか、視覚障がいの

ある学生の受入に対応して、首里当蔵キャンパス内及び周囲歩道に点字ブロックや手摺りを敷設している。

II 附属図書・芸術資料館

本学の附属図書・芸術資料館は、図書資料、芸術資料等を収集、整理、管理及び利用に供し、本学教職員及び学生等の教育並びに調査、研究に資することを目的とし、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料として適當と認めるものについて、系統的かつ計画的に整備している。

附属図書館は、令和元年度末現在、来館者数が 19,225 人、収蔵図書 81,349 冊(和書 58,694 冊、洋書 14,544 冊、楽譜 8,111 冊(うち洋楽譜 6,495 冊))、雑誌 1,874 種(和雑誌 1,764 種、洋雑誌 110 種)、視聴覚資料 8,453 点(ビデオ、CD、DVD 等)を備えている。沖縄及びアジア諸国の芸術関係図書を重点的に収集・保存し、利用に供する地域的性格をもつ図書館であり、閲覧室には 56 席の座席を揃え、学生の閲覧・学習や一般県民の閲覧に供している。また、教職員、学生は図書検索システムで蔵書を検索出来るほか、他大学の資料を相互貸借することも可能である。

芸術資料館の収蔵品数は、令和元年度末現在、芸術資料 1,107 件、卒業修了作品 165 件あり、内訳は絵画、彫刻、陶磁器、染織、漆器、楽器、その他となっている。特別なコレクションとしては戦前期の沖縄の芸術に関する写真乾板である鎌倉芳太郎資料(国重要文化財)、台湾先住民族の織布等を集め岡村吉右衛門コレクション、アジア諸国の織物資料を蒐集した柳悦孝コレクションがある。

図書館の開館時間は平日 9 時から 20 時で、土曜、日曜、祝祭日、大学が定める休業日等は休館日となっており、芸術資料館の開館時間は平日 10 時から 17 時となっている。平成 22 年度の「学生満足度調査」で学生からの要望があった、書架の増設のほか、漫画コーナー及びラーニング・コモンズの設置を行っており、土日の開館については、令和 2 年度後期に月 1 回土曜開館の試行を検討中である。司書及び学芸員は、有資格者を会計年度任用職員として採用し、県内各大学図書館や博物館施設等と連携の上、研修事業を積極的に活用しながら専門知識や技術の習得に取り組んでいる。

III 機械、器具等

本学の授業等で使用する機器、設備等には、作品制作のための織機や登り窯、資材運搬のためのフォークリフト、トラック、授業で使用するグランド・ピアノ、大型管打楽器など高額備品等が含まれ、購入計画に基づき計画的に整備している。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	大学設置基準により算出される必要な面積と比較して十分な校地面積、校舎面積を有している。
改善を要する点	附属図書館の土日開館に向けた取組を推進する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	沖縄県立芸術大学 Web ページ ○校舎施設等 認証評価共通基礎データ 学生便覧
②	<p>第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。 3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。 二 校舎から至近の位置に立地していること。 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	沖縄県立芸術大学 Web ページ ○校舎施設等 ○校地と建物 認証評価共通基礎データ 施設整備委員会規程
③	<p>第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。 一 学長室、会議室、事務室 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。） 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。 6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	沖縄県立芸術大学 Web ページ ○校舎施設等 ○校地と建物 認証評価共通基礎データ 施設整備委員会規程 学生便覧
④	<p>第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	沖縄県立芸術大学条例 第6条(附属図書・芸術資料館) 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館規程 第2条(目的) 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○校舎施設等 ○附属図書・芸術資料館 ○館内配架図 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館(独自ページ) 附属図書・芸術資料館だより 認証評価共通基礎データ
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	備品等購入計画書(中期計画期間(R3~R8 年度))

ホ 事務組織に関するこ

(1) 自己点検・評価の実施状況

I 事務組織

本学は、沖縄県立芸術大学学則第3条に基づき、事務を管理するための事務局を設置している。事務局は、管理運営に携わる事務部門として、総務課及び教務学生課で組織しており、それぞれの事務分掌に応じて連携を取りながら業務運営を行っている。事務局職員は、学内の教育課程を展開する上で必要な教務関係や厚生指導等を扱う事務職員等は教務学生課に所属するほか、総務課及び附属図書・芸術資料館に所属している。

表 事務組織及び事務職員（常勤）配置数 （単位：人）

事務職員	事務局 (事務局長1)		附属図書・ 芸術資料館
	総務課 (総務課長1)	教務 学生課 (教務学生課長1)	
事務職員	9	9	1

II 厚生補導の組織

厚生補導の組織については、沖縄県立芸術大学学則第42条に基づき、学生の厚生補導について指導助言するため、学生相談室、ハラスメント相談室を設置している。また、学校保健安全法第7条に基づき、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設置している。

i 学生相談室

学生相談室は、沖縄県立芸術大学学生相談室運営規程第1条に基づき首里当蔵キャンパス(福利厚生棟)に設置され、本学に在籍する学生及びその関係者の相談に応じ、必要な活動を通じて心身ともに健康な学生生活の実現に寄与することを目的として組織している。学生のメンタル面を支援する学生相談室では、保健室と連携し毎年度始めに実施する定期健康診断においてメンタル面の問題を抱える可能性がある学生について、情報を収集するとともに、学生部長、カウンセラー、カウンセリングアドバイザー、専攻教員等との学内連携を通じた支援に努めている。

ii ハラスメント相談室

新入生オリエンテーションにて、ハラスメントパンフレットを配布し、手続きや相談体制について周知している。また、匿名で相談が出来るようハラスメント専用メールアドレスを設け、各学部、保健室、事務局等に学内相談員を配置し学生便覧や大学Webページで公開し、ハラスメントに関する相談を随時受け付けている。ハラスメント相談員が受けた相談から、ハラスメント

の申出がされたときは、ハラスメント防止・対策委員会において解決まで組織的に対応している。また、ハラスメントアンケートを毎年実施し、その結果を公表するほか、教職員に対しては、SD活動の一環として、教員と学生の立場の違いについての認識を深めるため、外部講師や本学のカウンセラーによるハラスメント研修を毎年各学部で実施している。

iii 保健室

保健室は、学校保健安全法第7条に基づき首里当蔵キャンパス(福利厚生棟)、首里崎山キャンパス(デザイン/中央棟)に設置され、保健師及び学校医により健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を適切に行っている。

III 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

首里当蔵キャンパス(福利厚生棟)及び首里崎山キャンパス(デザイン/中央棟)に進路情報コーナーを設けているほか、就職支援アドバイザーを1名配置し、個々の学生が希望する進路についてきめ細やかな指導の他、各種ガイダンスの実施、情報提供を行っている。また、学生部(教務学生課)では、「県立芸術大学キャリア支援事業」を実施している。当事業では、就職支援コーディネーターの設置を始め、本学学生の創造性を活かせる職種や専門性を活かせるクリエイティブな業種の企業開拓、学内合同企業説明会や講演会の開催等を行い、学生の就職意識の醸成を図り、就職希望者の就職率向上を図っている。就職支援アドバイザー及び就職支援コーディネーターが連携し、学生一人一人に対するきめ細かなサポートを実施している。

教育面の取組として、全学教育センターでは「芸術とキャリアデザインⅠ」として、自己理解を深め、自分の将来像を探り、就職意識の醸成を図るカリキュラムを提供している。また、音楽学部音楽文化専攻の「音楽事業演習B」では、実際に県内外の演奏会が実施されるホールや劇場等の事務局においてインターンシップを行うなどの実践的な授業も展開している。

また、県内大学で構築する沖縄地域インターンシップ推進協議会、沖縄県大学就職指導研究協議会に参加し、学生にインターンシップの機会を提供している。

上記のほか、国際交流委員会及び国際交流コーディネーターによる姉妹校留学支援、地域連携室を通じた社会貢献を通じ、学生の自立的な能力の養成に努めている。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	県の事業として、「県立芸術大学キャリア支援事業」を実施しており、就職支援コーディネーターを配置して、学生一人一人に対するきめ細かなサポートを行っている。
改善を要する点	学生の相談体制について、専任のカウンセラー等専門職員の配置が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第3条(事務局、学生部、美術工芸学部、音楽学部、附属図書・芸術資料館及び附属研究所) 沖縄県行政組織規則 第215条(名称、内部組織及び位置) 沖縄県立芸術大学 組織配置図
②	<p>第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p>	沖縄県行政組織規則 第215条(名称、内部組織及び位置) 沖縄県立芸術大学学生相談室運営規程 第2条(目的) 沖縄県立芸術大学ハラスメント防止・対策規程 第7条(ハラスメント防止・対策委員会の設置) 第8条(ハラスメント相談室の設置) 沖縄県立芸術大学ハラスメント防止・対策委員会規程 沖縄県立芸術大学ハラスメント相談室規程 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○令和元年度学内ハラスメントアンケート集計結果 学校保健安全法 第7条(保健室) 沖縄県立芸術大学組織図
③	<p>第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p>	沖縄県立芸術大学 Web ページ ○シラバス「芸術とキャリアデザインⅠ」 ○シラバス「デザインⅢA、B」 ○シラバス「デザインⅢ-I、II」 ○シラバス「音楽事業演習B」 ○就職への取り組み ○卒業後の進路と、作家・音楽活動の実績
④	<p>大学院設置基準</p> <p>第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。</p>	沖縄県立芸術大学大学院学則 第4条(教員組織)

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

I 3つのポリシーの策定

3つのポリシーについては、大学、学部及び研究科ごとに教育理念・目的に沿って明確に策定している。学生募集の学部専攻単位では、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定している。

II カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性の確保

中央教育審議会大学分科会大学教育部会から平成28年3月31日付けで出された「『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入れの方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、平成28年度に学長のリーダーシップの下、両学部横断的に設置された作業部会において検討を行い、3つのポリシーを見直すとともに、特にカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの一貫性の確保を念頭に両ポリシーに反映させた。

本学は、大学(学士課程)のディプロマ・ポリシーで、学士課程を通じた共通性、汎用的技能の獲得を重視するとともに、「専攻分野における基本的な知識を体系的に理解し、その知識体系の意味と自己の存在を歴史や文化、社会と関連付けて理解していること」も合わせて求めている。このことは、地域伝統文化の個性の美と人類普遍の美の追究という建学の精神を根本とする本学の教育理念と十分に親和性がある。両学部ポリシーでは、大学ポリシーを基本に、さらに専門的理解と技能等の獲得を重視している。学部カリキュラム・ポリシーでは、大学及び学部のディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果の獲得を目標に、具体的な教育課程の編成を謳っており、学部におけるディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは整合している。なお、授業科目とディプロマ・ポリシーの関連については、両学部のカリキュラムマップで示している。

研究科のディプロマ・ポリシーでは、より専門性の高い研究能力の獲得を目標として示し、カリキュラム・ポリシーでは、その教育方針を記しており、やや抽象的表現ではあるが整合している。

III 3つのポリシーの自己点検・評価結果

ガイドラインにおいて、「授与される学位の専攻分野との入学から卒業までの課程ごとに策定することを基本とすることが望ましいと考えられる」とされており、学位の取得を目指す学生の視点に立って、履修上の区分である美術工芸学部工芸専

攻においては分野ごとにカリキュラム・ポリシーを、音楽学部音楽表現専攻の各コースにおいてはアドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、公開している。

i ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシーは、大学の教育理念・目的に沿って、特に「それぞれの分野における基本的な知識を体系的に理解し、その知識体系の意味と自己の存在を歴史や文化、社会と関連付けて理解していること」を重視し、大学、学部・専攻及び研究科ごとに、おのおので求められる能力を身に付け、かつ卒業の要件を満たした者に学位を授与することとしており、適切に設定・公表している。

ii カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシーは、大学、学部・専攻及び研究科ごとに具体的かつ明確に定めており、実際の大学及び学部等の理念・目的に沿った教育課程の編成と整合しており、適切に設定・公表している。

iii アドミッション・ポリシー

本学では、全学的な入試業務の検証と入試システムの研究開発等を担う組織の構築を念頭に、平成30年度に入学試験管理委員会の下にアドミッションセンター準備室を設置し、大学入学共通テストの活用ほか大学入試改革全般への対応に加え、アドミッション・ポリシーの検証を行っている。令和元年度の自己点検評価においては、大学、学部及び各専攻の方針と、それぞれのカリキュラム・ポリシーには一貫性があり一定の評価はできるものの、とくに学生募集単位である専攻ごとの方針においては、「入学前に学習しておくことが期待される内容」について、より具体的な記載が求められるとしている。今後、入学試験管理委員会の議を経て、美術工芸学部、音楽学部とともに、「学力の3要素」を念頭に置き、高等学校学習指導要領も踏まえ、入学志願者の多様性に配慮しつつ、求める具体的な入学前の学習内容と水準の明示に向けて、アドミッション・ポリシーを検討、改善していくこととしている。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	アドミッション・ポリシーにおいて、入学前に学習しておくことが期待される内容等を、具体的に示していく必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	<p>第一百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあっては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。</p> <p>一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>沖縄県立芸術大学 Web ページ ○3つのポリシー ○美術工芸学部3つのポリシー ○音楽学部3つのポリシー ○造形芸術研究科3つのポリシー ○音楽芸術研究科3つのポリシー ○芸術文化学研究科3つのポリシー ○シラバス ○学部カリキュラムマップ </p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

I 目的の公表と周知

大学及び大学院の目的、学部・研究科ごとの目的は、学則及び大学院学則に規定しており、大学の Web サイト及び刊行物に掲載・公表している。学生への周知は、入学時オリエンテーションや新学期ガイダンスの際に「学生便覧」等を用いて行っている。受験生・高等学校・企業等への周知は、高等学校訪問、各種大学説明会及びオープンキャンパスなどで「大学案内」などを用いて行っている。教職員への周知は、新任職員研修の場で「大学案内」等を用いて行っている。地域や社会への周知は、大学 Web サイトにおいて建学の理念等を公表している。また、平成 30 年 10 月から、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が運営する大学ポートレートにおいて教育研究上の目的や特色などを公表している。

また、学内構成員の共通理解を推進するために、学内ポータルサイトを設けている。文部科学省からの通知や、一般社団法人公立大学協会からの有益な情報を学内構成員が常時閲覧できるよう掲載を行っている。

II 3つのポリシーの公表と周知

本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは大学 Web サイトで公表しているほか、それぞれ大学案内、入学者選抜要項、学生募集要項、履修案内等に掲載し、オープンキャンパスや大学説明会、ガイダンス等により積極的に周知している。

III その他の情報の公表と周知

その他、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている教育研究活動等状況、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定されている教員の養成の状況を公表している。また、大学機関別認証評価及び毎年度行う年度点検評価の結果等は、大学 Web サイトで公表するほか、英語による大学 Web サイトを開設し国際的にも発信している。

IV 情報公表体制の整備

大学 Web サイトの利用者が、パソコンからスマートフォンへ移行している現状に鑑み、平成 30 年 6 月にスマートフォンでの表示が対応出来るよう改修を行った。情報公表については、各学部の教員、事務局職員で構成される広報委員会を中心に、Web サイトを扱うため作業部会として同委員会が設置したホームページ部会が連携して行っている。平成 31 年 4 月から、同意を得た上で、学生、卒業生及び教員の活躍を Web サイトで紹介するなど新たな取組も行っており、これらを検証しながら、情報の公表及び提供の充実に努めている。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法</p> <p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>研究推進委員会規程 第2条(審議・管掌事項)</p> <p>沖縄県立芸術大学 Web ページ ○大学機関別認証評価 ○教員研究業績等</p>
②	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</p> <p>二 教育研究上の基本組織に関すること</p> <p>三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p> <p>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること</p> <p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p> <p>八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <p>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p>	<p>沖縄県立芸術大学 Web ページ ○大学の目的 ○3つのポリシー ○教育研究上の基本組織 ○教員組織 ○教員の数 ○教員が有する学位及び業績 ○教員研究業績等 ○入学者の数、収容定員、在学する学生の数及び卒業又は修了した者の数 ○進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ○授業科目及び授業の方法 ○年間の授業の計画 ○シラバス ○学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ○大学へのアクセス ○校地、校舎等の施設 ○その他の学生の教育研究環境 ○授業料、入学料その他の大学が徴収する費用 ○健康相談等 ○学生保険相談 ○奨学金相談 ○ハラスメントに対する相談 ○研究活動における不正行為への対応 ○高等教育(大学等)の修学支援新制度 ○教職課程年報 ○学部カリキュラムマップ</p> <p>沖縄県立芸術大学広報委員会規程 沖縄県立芸術大学ホームページに関する基本方針 沖縄県立芸術大学ホームページ運用ガイドライン</p>

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関するこ

(1) 自己点検・評価の実施状況

本学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みについては、沖縄県立芸術大学学則第6条の2及び大学院学則第5条の3に、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことを定めている。

平成25年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構において受審した大学機関別認証評価では、改善を要する点として「学習、教育の質の改善・向上を図るための継続的な体制は未整備である」ことが指摘されたが、平成29年に旧評価委員会を改め「自己点検・評価委員会」として委員長(学長)を中心とした内部質保証体制を再構築した。

以下に、現時点での体制及び近年の取組の概要を示す。

I 内部質保証システムの体制

i 自己点検・評価

1 自己点検・評価の体制等

各学部、研究科、委員会等の諸組織は、教育研究活動等の状況について、次ページ関連資料に示す規程等に基づき、自己点検・評価を定期的に行うこととしている。

本学の自己点検・評価の実施体制として、学内の意見集約や全学的な点検・評価を行う自己点検・評価委員会を中心に、各学部、研究科等にそれぞれ設置される「部局等自己点検・評価委員会」、委員会等の所掌を点検・評価する「自己点検・評価専門部会」で組織されている。

2 自己点検・評価の実施状況

令和元年度は、自己点検・評価委員会を9回開催(4月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月及び3月)し、教育研究活動の状況について、自己点検評価を行った。全学的取組としては、「Ⅲ学修成果」に記載の両学部及び修士課程2研究科における好事例がある。

本学の自己点検・評価の取組の精度を高めるため、自己点検・評価報告書を評議会、外部有識者委員会に諮問することで、その取組を様々な視点から再検証し、広く意見を徴している。改善を要すると認められる事項は、自己点検・評価の実施主体にて検討を行い、よりよい取組へと繋げている。

ii 研修・教職協働

1 教員の質向上のための活動

令和元年度前期の各授業科目のうち、受講生が3人以上の授業科目を対象に、授業評価アンケートを実施し、非常勤講師を含む延べ249人の教員がフィードバックを行い、多くの科目に改善傾向が見られ、継続的な本取組により、学生目線の

評価を重視する好ましい方向にある。また、前後学期に一度ずつ授業公開月間を定め指定した授業を他の教員が参観する取組では、直後に行われる意見交換が極めて真摯な取組であることが、実践教員のフィードバックシートから見て取れる。令和元年度の実績として、授業を公開した教員23人、参観した教員は35人となっている。更にFD委員会では、FD研修会を実施しており、令和元年度は、教職員が発達障がい者の特性を知り、教育環境の向上を図ることを目的に講義形式で実施し75名の参加があった。

2 職員の質向上のための活動

本学のSD活動は、SD推進委員会を中心に実施しており、教員と大学職員との協働関係を一層強化するため、「教職員の大学運営業務に関する職能開発」を掲げている。SD推進委員会においては、大学運営の現状や課題を互いに共有し、共通の認識をもち、それぞれの視点から大学運営に携わるよう研修計画を策定し、研修会を開催している。この状況は、平成29年度から令和元年度まで毎年実績報告書としてまとめている。また、常勤職員は設置団体である沖縄県が実施する階層別研修を受講しているほか、非常勤職員についても、県職員としての自覚と倫理意識の向上を図るために研修会を受講している。

3 教職協働

教務、入試、学生支援、研究支援、地域連携、施設整備などの大学運営について所掌する委員会に、事務局担当者が参画し、協働で業務を行っている。例えば今年度の遠隔授業環境構築に際し、組織した専門部会での教員、施設及び教務担当職員の連携は極めて機動的である。また、全学委員会においても、教員と共に事務局長などが委員あるいは委員長として参画、連携しており、教職協働の意識は高まっている。これらの状況は、各種委員会議事録にまとめられている。

iii 学修成果

1 学修成果を把握するための取組

平成30年度より、美術工芸学部及び造形芸術研究科自己点検・評価委員会において検討し教務・学生委員会で実施した卒業・修了生への自己評価アンケート調査による学修成果の分析結果が、各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連の明確化とカリキュラムマップの改善に繋がるなど、PDCAサイクルが機能する成果となった。音楽学部及び音楽芸術研究科においても取組を実施した。(詳細は基準2-1)

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	自己点検・評価報告書を外部有識者委員会に示すことでの新たな視点での意見が得られ、よりよい取組へと改善を行っている。
改善を要する点	内部質保証に係る取組は日々の教育研究活動等の中で実施されているものの、全教職員への啓発不足から、一部集約に至っていない取組がある。作業の効率化や、啓発を引き続き行う必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りではない。</p> <p>③ 専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するものほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行なう認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りではない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第6条の2(自己評価等) 沖縄県立芸術大学大学院学則 第5条の3(自己評価等) 沖縄県立芸術大学自己点検・評価委員会規程 沖縄県立芸術大学自己点検・評価実施要綱 沖縄県立芸術大学外部有識者委員会規程 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○自己点検・評価報告書
	学校教育法施行規則	
②	<p>第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当しない)
③	<p>第百五十八条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当しない)
④	<p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	沖縄県立芸術大学自己点検・評価委員会規程 沖縄県立芸術大学自己点検・評価実施要綱
	大学設置基準	
⑤	<p>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るために、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	沖縄県立芸術大学学則 第5条の2(評議会)
⑥	<p>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○授業評価関連
⑦	<p>第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	スタッフ・ディベロップメント推進委員会規程 SD 研修会アンケート
	大学院設置基準	
⑧	<p>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るために、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	沖縄県立芸術大学大学院学則 第5条の2(大学院委員会)
⑨	<p>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 沖縄県立芸術大学 Web ページ ○授業評価関連
⑩	<p>第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	スタッフ・ディベロップメント推進委員会規程 SD 研修会アンケート
	法令外の関係事項	
⑪	学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組みを行っているか。	(詳細は基準 2-1)

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

I 財務の状況

本学は、沖縄県が直接運営する公立大学であり、決算の状況は沖縄県の決算に含まれ議会で審議されており、適切に処理されている。

沖縄県が平成30年度に策定した「行政運営プログラム」において、令和3年度を目標に沖縄県が公立大学法人を設置し、当該法人が本学を運営するいわゆる法人化が検討されている。今後は、他の公立大学法人と同様に地方独立行政法人法に基づき、財務諸表等を一般の閲覧に供する必要がある。将来を見据え、現行の決算を公立大学法人の収入、支出に置き換え、下記のとおり過去3年間の決算状況の推移を作成した。

表 過去3年間の決算の推移

単位(千円)		H28	H29	H30
収入	運営費交付金	1,232,644	1,253,047	1,174,142
	学生納付金	318,466	321,396	323,470
	外部研究費等	0	0	0
	その他	23,339	24,102	23,819
	計	1,574,449	1,598,545	1,521,431

単位(千円)		H28	H29	H30
支出	教育研究費	186,770	166,690	170,503
	人件費	904,178	929,329	931,741
	管理費	173,091	173,950	187,750
	その他	310,325	328,576	231,437
	計	1,574,364	1,598,545	1,521,431

本学の自己点検・評価の結果では、沖縄県が措置した予算に対して不用額が多いことが課題とされている。学長のリーダーシップの下、戦略的な資源配分など、経営的な視点を含めた大学運営が求められているが、自治体の予算ルールの中では迅速・柔軟な予算執行が困難な状況にある。

令和元年6月の沖縄県監査委員事務局による監査、令和元年10月の沖縄県議会(決算特別委員会)において、経費執行や、決算状況について審査を受けており、特段の問題は指摘されなかった。

II 教育研究環境の整備

i 研究費による環境整備

本学では、教育研究活動の全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「教育研究活動」を開発・充実・発展させることを目的として、「沖縄県立芸術大学教育研究支援資金」を設けている。当該研究実績は、毎年3~5月頃に学内で報告会を開催しているほか、研究内容に応じて紀要への掲載を行っている(詳細は「基準2-3」に記載)。

また、教員等に割り当てている教育研究費について、各教授会において、組織的に配分を行う体制が整備されている。毎年の教育研究活動については、教員総覧、教員研究業績等での公表がされている。

ii 校舎等の環境整備

本学の課題のひとつに校舎の老朽化があるが、教育研究環境に影響を与えることがないよう、計画的に沖縄県に対して予算要求を行い、修繕や改良に取り組んでいる。

直近では、奏楽堂(平成7年3月竣工)の舞台照明や舞台機構の老朽化が顕著なことから、沖縄県に対して予算要求を行い、令和元年度に改修工事を行った。施工の際には教育研究に支障をきたさないよう、夏季休業期間中に工期を設定するなど配慮を行い、後期授業の開講に影響なく竣工した。

老朽化による改修は、今後も増加することが見込まれることから、法人化後を見据え沖縄県に対して、教育環境の整備に係る予算措置が適切に交付される制度作りを求めていく必要がある。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	沖縄県の出先機関であるため、設置自治体との綿密な協議により適切に予算措置がされていること。
改善を要する点	自治体の予算ルールの中で運営されており、公立大学法人が運営する大学に比べ迅速・柔軟な予算執行が困難な状況にあること。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	歳入及び歳出決算状況
	大学院設置基準	
②	第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	歳入及び歳出決算状況

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

本学の、イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する下記のことについて、次のとおり取組を行い、部局等自己点検・評価委員会において検討・改善に努めている。

I ICT環境の整備

教育研究上必要なICT環境の整備について、学生がインターネットを利用できるよう、学生窓口や就職支援室にパソコン端末を設置している。また、コンピューター教室にはパソコン30台を設置し、授業内外の使用が可能となっている。

前回の認証評価において指摘を受けていた「情報セキュリティポリシー」について検討を進め、平成31年1月に策定している。また、令和2年度より情報管理専門員を配置し、文部科学省通知(令和元年5月24日「大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について」)の対応や、学生へのメールアドレス配付、wi-fi環境の構築、学生及び教職員に対するセキュリティ研修の実施等の実施を計画していたところであるが、今般のコロナ禍による遠隔授業推進により、既にメールアドレス配付は完了した。加えて、令和2年度中に学生支援システムの更新を予定しており、ICTを活用した情報提供などにより学生サービスの向上はもとより、教職員の利便性の向上が図られる見込みである。

II 学生支援

「ホ 事務組織に関すること」に示す厚生補導等のほか、学生が心身ともに健康で充実した大学生活が送れるよう、以下の取組を行っている。

i 学修支援

全学教育センターにおいて、全学教育科目を担当する教員が各学期に一度、2週(週に2回の語学の授業については3回)続けて無断欠席した学生について、所属専攻に報告し、所属専攻で学生に面談・指導を行って全学教育センターにその結果を報告している。これにより学生の修学上その他の問題にいち早く気づくことができ、事案ごとに対策を講じている。

教務学生課では、学生相談活動の充実のため、オリエンテーションや学生定期健康診断時を活用し学生相談室の周知を図った。入学時や健康診断時に体と心のアンケートを行い、学生個々の情報を得て、体調面で不安がある学生は学校医による面談を行った。また、心に不安がある学生は必要に応じてカウンセラーに繋げている。アンケートによる学生の個別情報は、基本的に、保健師、カウンセリングアドバイザー、カウンセラー、学生部長、担当職員限りで取り扱うこととしている。また、平

成30年度より視覚障がい者支援員1名を配置している。

ii 修学に係る合理的配慮

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を平成29年度に策定した。本要領に基づき学生からの合理的配慮申請があれば、規程で定められた手続きに沿って対応している。(平成30年度1件、平成31年度2件)

また、発達障がいを有する学生への対応について、平成29年度から(年1回)、全教員を対象とした研修を行い、発達障がいを有する学生の特性を的確に理解し、それぞれの学生の特性に適した学修支援について検討・実践している。

日本学生支援機構などの企画する障害学生支援者育成研修会などの開催については、全教員に情報を流し、参加を呼びかけている。令和元年度はSD活動の一環として、若手の教員が公費で参加し、内容について両教授会で報告した。

iii 経済的支援

本学の規程に基づき、経済的に厳しい家庭の学生や家計急変した学生に対し、入学料、授業料の減額又は免除を行っている。

日本学生支援機構奨学金や各種奨学金・助成金について、オリエンテーションやWebページなどで学生への周知を図り、出願から返還開始までの様々な手続きについて学生を支援し、大学としての対応を行うことで、優れた学生であって経済的に修学が困難な学生を支援している。

令和2年度からの「高等教育の修学支援新制度」について、大学の機関要件を満たし、沖縄県知事から確認を受けた。また、在学生に対し説明会を開催するなど周知を図り、本制度の活用を希望する学生に対し手続き等の支援を行っている。

III 学生満足度調査

令和元年9月、本学に在籍している学部生・大学院生544名を対象に、学生生活を把握するとともに、生活、健康、修学、課外活動、キャンパス(施設)の満足度調査を実施した。有効回答数260票の集計結果及び自由記述を報告書としてまとめ、教職員へ配布し情報共有を行ったほか、学生が閲覧できるよう窓口にも設置している。学生の要望が多かった「履修登録をWebで行いたい」について、令和3年度に導入する学生支援システムにおいて改善される見込みである。また、施設の老朽化やキャンパス間の移動方法等の要望については、改善策を検討し、年度計画に反映させるほか、その内容を学生に周知することとしている。

自己評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	本学で学び身につけた専門分野の能力や資質を活かし、卒業生は様々な場面で活躍している。
改善を要する点	ICTに関する取組について、一部改善されているものの学生への情報提供ツールが未だ整備されず、迅速な情報伝達に支障をきたしている。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	情報セキュリティ基本方針
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	沖縄県立芸術大学学生相談室運営規程 学生指導の強化について(全学教育センター)
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	沖縄県立芸術大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則 沖縄県立芸術大学 Web ページ〇奨学金について
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等のは是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	(該当しない)

II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

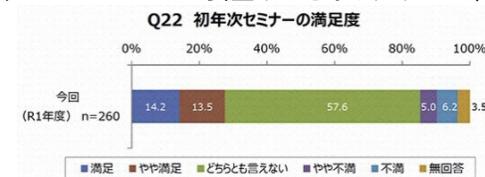
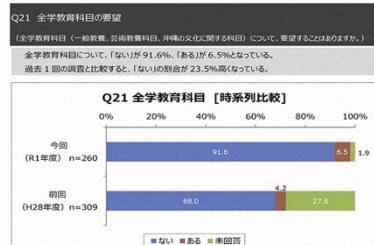
I 自己分析活動の方針及び体制	<p>開学に先立ち策定された本学の「建学の理念」及びそれを具体化し目標として掲げられた「設置の基本構想」の中で、本学は「伝統芸術文化の地域個性を明らかにすると同時に、アジア地域における芸術文化とのかかわりを教育・研究の特色とし、これらを通して伝統芸術の継承と新たな芸術の創造に資するとともに、時代の要請にも対応できる新しい大学像を求める」としている。また、「教育については、地域における伝統芸術の文化の継承と発展に重点を置き、積極的に学外実習を導入した技術教育と芸術教育を行うとともに、芸術の普遍性の見地から哲学的、美學的な基礎理論を重視した知識教育を併せて行うことによって、芸術文化に対する深い理解をもち、想像力豊かで将来社会における幅広い実践活動に役立ち得るような人材の育成を図る」としている。換言すれば、「個性と普遍の美について、実技、理論の両面から学び、想像力をもって地域及び社会に貢献できる人材の育成」を目指すという本学の存立に関する考え方方がここに示されている。</p> <p>これまで両学部共に数次のカリキュラム改正を経てきたが、最も大きな改革は平成23年度に教養教育を捉え直し、全学教育の中で一般教育等を広く見直し、それを担う「全学教育センター」を構想したことである。文字通り全学の教員が参加する教育部署及び会議体が構築され、これを機に、専門分野の教育研究活動と連携し、全学の教育を有機的に関連させる教養教育の体制の整備が図られた。</p> <p>その後、平成25年度に受審した「大学認証評価・学位授与機構認証評価結果」並びに沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」及び「沖縄県教育振興基本計画」等を基本的な指針としつつ、「沖縄県立芸術大学基本計画(計画期間平成28～令和3年度)」(以下「基本計画」という。)が策定された。各部局は基本計画に基づき年度計画を策定し、PDCAサイクルを活用した大学運営の改善に努めている。</p>	<p>本基準の分析にあたっては、以上を背景として各部局及び各委員会等において実施された取組について、部局・部署ごとの自己点検評価を経て報告されたものの中から当該基準に合致する取組を抽出した。</p> <p>具体的には、基本計画「第3. 教育の質の向上に関する取組」より「(1) 学部教育及び大学院教育の質向上」(ア. 本学に相応しいカリキュラム開発)、(ウ. 全学教育の一層の充実)及び、同「(2) 研究教育活動の推進」(エ. プロジェクト研究の推進や研究教育費の有効活用についての組織的な取組)、(オ. 伝統的芸術分野及び関連分野の研究と教育の充実)の項目に関連する取組を分析対象としている。</p> <p>これらの取組は各部署での自己点検評価を経て、大学自己点検・評価委員会の下に設置された専門部会に集約されたうえで分析を行った。これら多岐にわたる本学の教育研究等の活動や課題改善の取組においても、前述した本学の「建学の理念」や「設置の基本構想」が通底しており、「建学の理念」は本学の健全な発展に向けた重要な指針となっている。</p>
-----------------	--	---

2) 自己分析活動の取組み（目次）※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	全学教育等科目的組織的な取組	37
2	教育研究支援資金を活用した研究の推進	38
3	「授業評価アンケート」や「授業公開」による教育の質向上への取組	39
4	学習成果の検証と専門教育の質向上のための取組	40
5		

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	全学教育科目的組織的な取組
分析の背景	<p>本学では、専門教育と教養教育を全学的・有機的に繋ぐため、平成 23 年度に全学教育センターを設置した。専門教育及び教養・資格課程教育担当教員により構成される全学教育センターでは、初年次教育・リテラシー・一般教養・芸術教養・沖縄文化・健康運動の各科目群からなる全学教育科目的点検評価と授業科目の改善及び開発等を全学的に取り組み、本学の教育理念とディプロマ・ポリシーに沿った教育水準の向上を図っている。</p>
分析の内容	<p>(1) 組織体制の現況 本学の全学教育を担う組織は、平成 6 年度の教育課程改正に伴う教養教育と専門教育の乖離、連関的な芸術教育の形骸化の反省を踏まえ、平成 18 年度学長特命の一般教育改革プロジェクトチームによる「一般教育改革案」、平成 19~20 年度本学教育研究支援資金採択事業の「総合教育研究センター(仮)設置の基礎研究」による提案及び平成 22 年の改革推進委員会による「芸術教育の改革についての検討結果」を受け、平成 22~23 年の本学教育基本計画審議会の議を経て平成 23 年 10 月に従前の総合教育等委員会を改め全学教育センターが設置された。現在では、全学教育センター長（兼・大学教務委員長）を委員長とし、全学教育科目を主務とする教員のほか、両学部から選出される教員（両学部教務委員を含む）によって構成される「全学教育センター委員会」会議が月例で開催され、各セクションからの教育情報を共有・議論し、専門教育の状況を踏まえつつ時宜にかなった全学教育科目的点検評価と授業科目の改善及び開発を行う体制が整えられている。さらに、平成 30 年度からは「主務会議（全学教育科目を主務とする教員で構成）」を開催し、全学教育科目のさらなる改善・強化に迅速かつ柔軟に対応するための組織体制の強化にも取り組んでいる。</p> <p>(2) カリキュラムおよび授業運営の改善に関する取組 全学教育科目的カリキュラムおよび授業運営の点検・改善を合理的・効率的に推進するため、全 91 科目について、科目ごとに大学の教育理念やディプロマ・ポリシーとの整合性を分析し、平成 31 年度に「全学教育カリキュラムマップ」を策定した。平成 31 年度は、一部科目的授業内容及び授業科目シラバスの見直しを行うにとどまったが、今後、これを基にしたカリキュラム改善にさらに取り組む予定である。</p> <p>一方、本学では、学生を対象にした「学生満足度調査」、「授業評価アンケート」、「履修・登録に関するアンケート調査」の 3 種のアンケート調査を実施しており、これらのデータや学生からの要望を基に、実際の授業運営（時間割の改善等）の点検と改善を図っている。さらに、平成 27 年度からは、全学教育センターで「学生指導強化月間（毎 5 月と 11 月）」を設定して学生の出席状況を記録し、その状況を専門教育担当教員と情報共有することで、全学的に学生の授業参加やその他のケアに取り組んでいる。これらの取組は、学生の全学教育科目に対する満足度の向上（右図）として成果を表し始めており、今後も引き続き取組を続けて行く。</p> <p>(3) 初年次科目の設置および初年次セミナーの開講 本学における初年次教育の実現を目指し、全学教育センター主務教員と美術工芸・音楽学部教員を含めたプロジェクトチームによる初年次教育に関する実態研究が平成 28 年度に行われた。同研究による本学の教員及び在学生へのアンケート調査から、双方にとって必要な学習項目（上位例：キャリア教育、リテラシー教育、メンタルヘルス）を抽出し、それらのデータや専門教育セクションからの要望などを取り入れつつ、平成 29~30 年度に授業内容を構築した。平成 31 年度より初年次科目を設置し、「初年次セミナー」を開講している。平成 31 年度に実施された「学生満足度調査（右図）」及び「授業評価アンケート」では、学生満足度に課題を残す結果となっており、今後、専門教育セクションとも協働しながら、改善策を検討・実施していく予定である。</p>
自己評価	<p>本学における全学教育は、本学の教育理念とディプロマ・ポリシーに沿うように組織体制、カリキュラムおよび授業運営の改善に取り組まれており、良好な状態にあると考えられる。実際、全学教育科目に対する学生の満足度も向上している。一方、高大接続の観点からも重要視される初年次教育については、本学教員による調査研究内容を踏まえ、平成 31 年度に「初年次セミナー」として開講された。今後も学生アンケート調査の結果を考慮し、全学的に内容改善を進めて行く予定である。</p>
関連資料	<p>「一般教育改革案」 平成 19 年度「総合教育研究センター(仮)設置の基礎研究」報告書 平成 20 年度「総合教育研究センター(仮)設置の基礎研究」報告書 「芸術教育の改革についての検討結果」 「沖縄県立芸術大学教育基本計画審議会議事録」 「全学教育センター委員会議事録」 「主務会議議事録」 「全学教育カリキュラムマップ 「令和元年度学生満足度調査報告書 「授業評価アンケート 「履修・登録に関するアンケート調査（平成 31 年度）」 「学生指導強化月間 資料」 「沖縄県立芸術大学における初年次教育実態調査報告書」</p>



タイトル (No. 2)	「沖縄県立芸術大学教育研究支援資金」を活用した教育研究の推進
分析の背景	<p>「沖縄県立芸術大学教育研究支援資金」は、法人化していない本学において、大学の裁量による機動的・弾力的かつ効率的な執行が可能な数少ない経費である。本学では、基礎から応用までのあらゆる「教育研究活動」を開発・充実・発展させるため、研究推進委員会の管轄のもとにこの資金を活用し、全学的な教育研究の推進に取り組んでいる。</p> <p>本支援資金では、1) 本学が果たすべき社会的貢献の方策、本学の将来的（中・長期）展開の方向性などを示唆する研究、2) 将来的に外部資金（科研費等）の応募・採択につながる研究、を推奨している。ここではこれらの点に着目した分析・検討を行うことで、本学の教育研究のさらなる充実を目指す。</p>
分析の内容	<p>1) 沖縄県立芸術大学教育研究支援資金による教育研究状況</p> <p>本支援資金は、平成 19 年度より開始されているが、平成 26~31 年度間では 30 件の研究が採択されており、その採択率は 28.6~100% であった（図 1）。研究組織の特徴としては個人研究 18 件（60%）、プロジェクト型研究 12 件（40%）であった。また、研究内容としても学術研究関係 16 件（53.3%）、授業・大学運営関係 7 件（23.3%）、芸術研究の普及啓発関係 7 件（23.3%）とバランス良く研究課題が採択されていた。学術研究では、沖縄の伝統工芸や琉球芸能を中心とした研究にとどまらず、東南アジア地域との関連性を重視した研究など、本学の建学の理念を踏まえた多様性に富む研究内容が含まれている。</p> <p>さらに、研究終了後に本学の授業及び大学運営の改善に関して顕著な貢献を示した研究例もある。例えば、平成 29 年度の採択事業「点字工四の墨字化及びデータ構築」では、視覚障がい者のために作成されている「点字の工工四（＊三線の楽譜）」の墨字化に関する研究が行われた。この結果を基にして、音楽学部琉球芸能専攻では視覚障がい者に対する専門教育手法を確立し、平成 30 年度、平成 31 年度に学生を受け入れるに至った。なお、本学では、平成 30 年 4 月に「沖縄県立芸術大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」及び「留意事項（学内マニュアル）」を施行し、障がいを有する学生を含めた多様な背景をもつ学生に対して芸術や伝統文化の専門教育を提供するための全学的な体制づくりを進めている。その他にも、平成 26 年度採択事業「音楽教育における高大接続に関する基礎研究」や平成 28 年度採択事業「初年次教育開発のための基礎研究」など、当時本学が抱えていた課題に対し、所属部署の異なる教員で構成されたプロジェクト型研究によって取り組んだ研究例もある。このように、本支援資金を活用した教育研究活動は、本学の教育の質の向上にも繋がっていると言える。</p> <p>一方、平成 28 年度以降、本支援資金への申請件数が減少していることは、懸念材料の一つである。さらに、平成 30 年度より本支援資金の総額が減額されており、今後の状況に注視する必要がある。</p> <p>2) 外部教育研究資金（科研費等）の応募・採択状況の現況の分析と課題点の抽出</p> <p>本支援資金では、採択された教育研究活動を発展させ、科研費等の外部教育研究資金の獲得につなげることが求められている。本学の科研費の採択率は平成 30~31 年度で低下しているが、応募数は顕著な増加を示している（図 2）。本支援資金では、採択研究の成果発表会を実施しており、研究成果を学内教員と共有し、議論する場が設けられている。本学の科研費応募数の増加が、本支援資金の採択研究の内容と直接的に関係することを示す情報は乏しいものの、こうした取組が他教員に波及効果をもたらしている可能性は十分に考えられる。</p> <p>一方、本支援資金による研究成果については、その多くが内部への事業報告書のみにとどまっていた。研究推進委員会では、平成 29 年度以降、紀要編集委員会と連携し、採択研究の活字業績化を促進しており、平成 31 年度発行の本学紀要には 2 編の報告が掲載されるなど、その改善効果も見え始めているところである。</p>
自己評価	本支援資金による研究活動は、いわゆる学術調査研究に止まらず、本学における教育改善や大学運営、地域社会への貢献など、芸術系大学における教育研究分野の多様性を反映したものとなっている。また、各研究成果の学内教員との共有・意見交換の場も設けられており、教育研究活動の活性化や質の向上にも貢献している。一方で、本支援資金の採択研究内容が、科研費等の外部研究資金の獲得に直接的に関係することを示す情報は取りまとめられていない。今後、採択研究の後日調査や研究代表者へのアンケート・聞き取り調査の実施、本支援資金の応募条件の見直しなどが必要であると考えられる。
関連資料	<p>「沖縄県立芸術大学研究推進委員会規程」「研究推進委員会資料」「点字工四の墨字化及びデータ構築」「沖縄県立芸術大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」および「留意事項（学内マニュアル）」「沖縄県立芸術大学における初年次教育実態調査報告書」「沖縄県立芸術大学紀要 no. 28, 2020 年」</p>

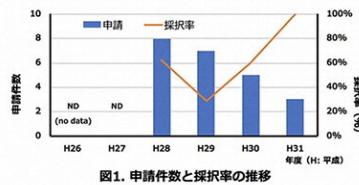


図1. 申請件数と採択率の推移

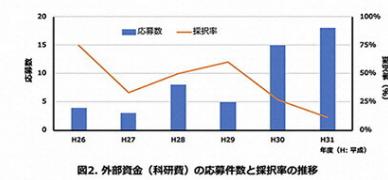


図2. 外部資金（科研費）の応募件数と採択率の推移

タイトル (No. 3)	「授業評価アンケート」や「授業公開」による教育の質向上への取組																															
分析の背景	授業内容や教授方法の改善は大学教育の進展に不可欠な要素であり、客観的かつ多様な視点からのフィードバックが必要である。FD 委員会（授業評価実施部会）では、平成 23 年度以降から、受益者である学生からの視点を基にした「授業評価アンケート」を、平成 27 年度以降からは客観的な視点を有する他教員の参観と意見交換を踏まえた相互検証及び改善を目的とした「授業公開」をそれぞれ実施し、授業改善及び教育の質向上に取り組んでいる。																															
	<p>現在、「授業評価アンケート」については、受講生が 3 人以上の授業科目を対象に実施している。平成 31 年度後期には、非常勤講師を含む延べ 255 人の科目担当教員がアンケート結果を分析し、フィードバックを行った。これらの集計結果は大学 web サイトにて公開されているほか、冊子体が全専攻に配布されており、大学の全構成員が自由に閲覧できる状態になっている。一方、学生のアンケート回答率は平均 84% であり、積極的な参加が得られている。また、年度ごとの個別科目評価平均値(1～5 ポイント； 5 が最高値)は、その大半が 4.5 以上であり、5.0 も少なくない。これらの高い回答値は、少人数教育によるきめ細かな対応を行える本学の特長が学生に歓迎されていることを反映していると同時に、学生の評価結果を基にした教員の授業改善の成果の表れでもあり、学生による授業評価文化は定着し、それに基づいた教育の質向上が図られていると判断できる。今後は、全ての開設科目を調査対象とし、教育の実態把握と改善に資するアンケート内容や集計方法等の在り方を FD 委員会にて再検討する。</p> <p>【授業評価アンケートの年度ごとの推移（平成 25～31 年度）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年度</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均値</td><td>4.7</td><td>4.7</td><td>4.6</td><td>4.5</td><td>4.6</td><td>4.6</td><td>4.7</td></tr> </tbody> </table> <p>「授業公開」の実施方法は、1) 授業運営が一定の落ち着きを見せる期間を設定し、募集により授業公開の対象科目設定を行う、2) 参観教員は希望科目についてエントリーを行い、授業実施教員はあらかじめ参観者に対しシラバス等により、当該授業の趣旨や目的等を伝える、3) 授業直後には、参観教員と授業実施教員との間で 15～30 分程度の意見交換を行う、4) 最終的に、参観教員は所定の様式に参観レポートを作成して実施教員に送付し、授業実施教員はそれを基に実践レポートを作成・提出する、という流れである。</p> <p>これまでの授業公開の実施状況のうち、全教員における授業公開人数の割合は 8～33%、参観人数の割合は 17～63% へと推移しており、共に増加傾向を示している。一方、本学には、講義と実技、美術・工芸と音楽や伝統芸能のように異なる専門性や背景を持つ授業形態や教授方法が多数存在している。授業実施教員と参観教員との意見交換会は、異なる視点からの意見や質問等による研修と相互検証の有意義な機会となっている。その結果、授業方法やシラバスの改善はもとより、学生のキャンパス間移動や施設整備等、教育環境の幅広い改善につながっていることが確認されている。以上から、本学での「授業公開」の取組は、教育の質向上につながっていると判断できる。</p> <p>【授業公開実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年度</th><th>H27 年度</th><th>H29 年度</th><th>H30 年度</th><th>H31(R1) 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公開人数(教員比)</td><td>5 (8%)</td><td>10 (14%)</td><td>24 (34%)</td><td>23 (33%)</td></tr> <tr> <td>参観人数(教員比)</td><td>11 (17%)</td><td>24 (34%)</td><td>45 (63%)</td><td>35 (50%)</td></tr> </tbody> </table> <p>今後は、令和 2 年度に全学的に導入された遠隔授業を活用した「授業公開」の手法の確立、「授業評価アンケート」と「授業公開」の相関性を考慮した検証方法の確立、授業改善事例の共有といった取組を進めること。</p>	実施年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	平均値	4.7	4.7	4.6	4.5	4.6	4.6	4.7	実施年度	H27 年度	H29 年度	H30 年度	H31(R1) 年度	公開人数(教員比)	5 (8%)	10 (14%)	24 (34%)	23 (33%)	参観人数(教員比)	11 (17%)	24 (34%)	45 (63%)	35 (50%)
実施年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31																									
平均値	4.7	4.7	4.6	4.5	4.6	4.6	4.7																									
実施年度	H27 年度	H29 年度	H30 年度	H31(R1) 年度																												
公開人数(教員比)	5 (8%)	10 (14%)	24 (34%)	23 (33%)																												
参観人数(教員比)	11 (17%)	24 (34%)	45 (63%)	35 (50%)																												
自己評価	「授業評価アンケート」については、少人数教育のメリットであるきめ細かな指導体制の効果もあり、高評価の回答値が多い。授業改善に係る取組が学生・教員それぞれの立場において定着していると考えられる。また「授業公開」については、異なる専門分野の教員間による授業参観と意見交換の場が機能しており、授業方法やシラバスはもとより教育環境整備を含めた教育全般の改善につながっている。これらの分析から、本取組によって教育の質向上が図られていると判断できる。																															
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・FD 委員会（授業評価実施部会）議事録、実施方針、報告書等 ・授業評価アンケート結果 ・授業公開関係資料 ・授業公開実施状況報告 																															

タイトル (No. 4)	専門教育の質向上と学習成果の検証のための取組
分析の背景	芸術分野における学習成果の価値判断や検証は、2つの側面から構成される。ひとつは、学習の主体者(学生=作家、演奏者)であり、他方は、受容者(採点者=観衆、社会)である。本学では、主体者である学生自身による学習成果の把握を重視しており、定期試験等における学外専門家の招聘や評価・講評内容を開示する取組を実施した。また、受容者からの評価として、学内外で行う実践的学習(展覧会、演奏会)に際し、来場者からのアンケート調査を実施している。また、本学のカリキュラム及びディプロマ・ポリシーに明示した到達点に係る学習成果を把握し、教育内容の更なる充実に向けた改善を検討するため、本学の卒業生及び大学外のステークホルダーからのフィードバックを収集するための取組を推進しているところである。
分析の内容	<p>1. 定量的な評価が難しいとされる芸術分野の評価において、本学では、定期試験等における学習評価の客觀性と透明性を確保し、学生自身による学習成果の検証を可能とするため、以下の取組を実施している。美術工芸学部においては、卒業・修了作品展及び研究発表会等に各分野における学外の作家(実務家)、研究者等の専門家を招聘し、学生の作品に対する講評を実施している。音楽学部においては、実技授業の際にレッスンカードを活用し、授業回ごとに学生と教員間で学習内容を相互確認する他、学内公開の実技試験(卒業演奏は一般公開)実施後には、各学生の学習成果獲得状況について複数教員で協議を行った後に採点教員の個別講評と採点結果を各学生に開示している。また、試験での演奏は全て録画保存された後、貸出しされており、学生はこれらの評価結果を総合し、自身の学習成果について把握し、学習の振り返りにつなげることができる。実際、これらの取り組みの成果として、授業評価アンケート(自由記述含む)結果における高評価、学内外での積極的な企画展・公演の開催、公募展・コンクール等での受賞結果等につながっていると判断できる。一方、受容者(社会、観衆)から学習成果の評価を受ける機会としては、一般公開の展覧会・演奏会等(授業の一環として実施されるもの)が挙げられる。これらの開催にあたっては、来場者に対してアンケート調査を行い、担当委員会等による集計後、教授会において結果が共有されている。以上のように、実技系専攻における専門分野における学習評価の客觀性・透明性担保に関する取組は意欲的に行われており、成果としても結実しつつあると判断できる。</p> <p>2. カリキュラム及びディプロマ・ポリシーに明示した到達点に係る学習成果を把握するための取組として、各ステークホルダー(卒業生、高等学校現場、就業先等)からのフィードバックを期して、以下の取組を推進しているところである。</p> <p>卒業時の学生からのフィードバックとしては、平成30年度より美術工芸学部にてアンケート調査を行い、令和元年度はそれまでの取組を基に、両学部でアンケート調査を実施した。令和元年度調査においては、音楽学部における回収率の向上が課題であるが、回答を得られた学生の半数が本学での学びによって、カリキュラム及びディプロマ・ポリシーに明示した卒業時における到達目標を達成できたと考えているようであった。高等学校現場からのフィードバックについては、これまでにも専門教育カリキュラムを中心として、本学教員と高校教諭との意見交換は実施されてきたが、さらに客觀的な分析を行うため今年度よりアンケート調査の準備を進めている。また、就業先からのフィードバックについても同様に、本学卒業生の主な就職・就業先に対して、今年度よりアンケート調査を実施する準備を進めている。特に就職・就業先からのフィードバックは、本学の教育方針(とりわけ専門性を高める中で汎用的能力も修得するという点)に対する評価機会として極めて重要であると考えられるため、速やかに推進する必要がある。</p>
自己評価	定期試験及び展覧会・演奏会等における客觀性と透明性を確保した学習評価方法の取組は、定量的な評価が困難とされる芸術分野の学習評価における意欲的な取組であり、学内における評価にとどまらず、地域社会の幅広い受容者に対して学習成果を公表することにより、学生自身の学習成果の客觀的な把握に寄与している。よって、これらの取組は、本学における教育水準の向上につながっていると判断できる。一方、本学のステークホルダー(卒業生、高等学校現場、就業先)からの客觀的な評価を検証するためのアンケート調査については、ようやく卒業時期の学生を対象とした調査手法が定まってきた段階であり、今後、他のステークホルダーに対する調査を早急に進める必要がある。
関連資料	<p>1) ①音楽：個別講評用紙／採点表等 ②学生の活躍 「<u>開鑓</u>」、「<u>卒業後の進路について／卒業後の進路と、作家・音楽活動の実績</u>」</p> <p>2) ①<u>卒業修了時アンケート集計結果</u> ② 公演等アンケート ③ 高校アンケート集計結果 ④ 就職先等アンケート集計結果</p>

Ⅲ 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

I 自己分析活動の方針及び体制	<p>日本列島の最南端に位置する沖縄は、160 もの島々から成り立っており、うち有人島は 47 島を数える。そしてそれらは、東西約 1,000km、南北約 400km もの広大な海域に位置している。それぞれの島が相互に隔絶されている島嶼地域において独自の工芸及び芸能文化が存在し、今に至るまで受け継がれている、民俗芸能文化の宝庫ともいべき土地柄である。全国的にも身近な存在となりつつある沖縄の音楽についても、琉球古典音楽、民謡、そして現代における沖縄(琉球)ポップスなど、琉球國時代から現代の沖縄に至る、各時代の社会構造や生活様式を色濃く反映したものとなっていることを踏まえておく必要がある。</p> <p>以上のような地政学的、文化的特性をもった沖縄のアイデンティティを芸術文化に収斂させて設置構想したところに本学の特徴がある。それら建学の理念に謳う「個性の美と普遍の美」に象徴的に示されているように、本学の教育研究の柱は、多様な芸術文化の比較研究であり、また沖縄という地域・風土に根差した個性・特色ある芸術文化の継承とそれらを活用した新たな芸術創造にあることは自明といえる。「基準3 特色ある教育研究の進展」への取組についても、建学の理念と対照させられるものであることは論を俟たない。分析活動の方針もこれに沿ったものであり、前項、基準2と同様、「沖縄県立芸術大学基本計画」(以下「基本計画」という。)に沿って実施された部局ごとの取組から抽出している。</p> <p>具体的には、基本計画「第3. 教育の質の向上に関する取組」より「(1) 学部教育及び大学院教育の質向上」(ウ. 全学教育の一層の充実)、(オ. 伝統的芸術分野及び関連分野の研究と教育の推進)及び、同「(2) 研究教育活動の推進」(エ. プロジェクト研究の推進や研究教育費の有効活用についての組織的な取組)、(オ. 伝統的芸術分野及び関連分野の研究と教育の充実)及び、同「(3) 学生への支援</p> <p>強化」(ア. 教養教育と専門教育におけるキャリア教育の充実を図り、卒業後を見据えた人材育成)、(イ. 芸術文化の分野に特化・関連した企業や職業にターゲットを絞った求人開拓)、(ウ. 学生の「職業観」の構築と「生きる力」を涵養)といった項目に関連する取組を分析対象としている。</p> <p>これらの取組は各部署での自己点検評価を経て、大学自己点検・評価委員会の下に設置された専門部会に集約した上で分析を行った。本学の特色ある教育研究等の活動は、地域社会の文化や生活に密接に関わっている内容を多く含んでおり、県立大学として、設置者をはじめ地域社会からの要請に応えるものもある。</p>
-----------------	---

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	建学の理念に特色づけられた全学教育科目の開設	43
2	地域や社会との連携による専門教育及び研究の実践	44
3	組踊や琉球舞踊、沖縄芝居等に用いられてきた「しまくとうば（琉球諸語）」による教育の実践（附属研究所と琉球芸能専攻の学内連携）	45
4	芸術分野における多様な人材育成	46
5		

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	建学の理念に特色づけられた全学教育科目の開設
取組の概要	沖縄県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究することにある。この建学の理念を実現するため、全学教育センターが所管する全学教育科目に、広範な芸術に関する教養を身につけるための科目群「芸術教養科目」及び沖縄文化に関する広範な教養を身につけるための科目群「沖縄の文化に関する科目」を開設し、各専攻で行われる専門的な芸術教育及び附属研究所での研究と有機的に結びついた教養教育を行っている。
取組の成果	<p>本学の全学教育科目には、基礎教育の科目群として「初年次科目（初年次セミナー）」「リテラシー科目（日本語・情報・外国語）」「一般教養科目（人文科学系・社会科学系・自然科学系）」「芸術教養科目」「沖縄の文化に関する科目」「健康・運動科目」の6つの区分が設けられている。特に「芸術教養科目」及び「沖縄の文化に関する科目」（各4単位以上必修）は、「沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究する」ことを掲げる建学の理念を具体化した科目と言えよう。</p> <p>「芸術教養科目」は、現在13科目が開設されている。全ての芸術研究の基礎となる「美学」や今日的な芸術の問題を扱う「現代芸術論」、「美術史」や「音楽史」など、学生が自身の専門分野以外の芸術諸領域を学べるよう科目が設定されている。全学教育センター所管の科目だが、これらの多くを担当するのは美術工芸学部、音楽学部、附属研究所の専任教員（計10名）であり、教養教育と専門教育、本学における研究との連携が図られている。また「アートマネージメント概論」や「芸術とキャリアデザインⅠ」は、芸術と社会の関係を学び、学生の進路を設計していく科目である。</p> <p>一方、「沖縄の文化に関する科目」は9科目あり、琉球・沖縄の文学や歴史、民俗、自然環境といった芸術を育む風土を講ずる科目に加え、「沖縄美術工芸史」や「琉球芸能文化論」のように沖縄独自の芸術に関する科目が網羅的に開設されている。特に「沖縄学」は、附属研究所による一般公開の文化講座を単位化したもので、学生のより深い学修への意欲に応える科目である。また「琉球語基礎」は、本学の立地や専門教育の内容に鑑み、首里方言を中心とした琉球語の基本が教えられている。</p> <p>以上のように、全学教育科目の「沖縄の文化に関する科目」及び「芸術教養科目」は、沖縄の美と人類普遍の美の両者を考究しようとする建学の理念から生まれた科目群であり、本学における教養教育と専門教育、そして研究部門を結ぶ科目として有機的に機能している。</p>
自己評価	卒業要件単位124単位における「芸術教養科目」及び「沖縄の文化に関する科目」（合計8単位）の割合は約6.5%が多いとは言えないが、建学の理念を反映させたユニークな科目群で、特に後者の充実した科目数は他の芸術系大学には見られない。しかし音楽学部では専門教育の必修科目が多く、必修単位を超えて全学教育科目を履修する学生が少ないのが実情である。また、「沖縄の文化に関する科目」の4単位（2科目）必修が多いとする学生の声もあり、その意義が充分伝わっているとは言い難いところがある。とはいえたる個々の授業は学生から一定の評価を得ており、全学教育センターを中心に改善が重ねられている。
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・美術工芸学部履修規程及び履修要領、音楽学部履修規程及び履修要領 ・令和2年度全学教育科目シラバス ・授業評価アンケート結果 ・学生満足度調査報告書

タイトル (No. 2)	地域や社会との連携による専門教育及び研究の実践
取組の概要	<p>沖縄県立芸術大学の建学の理念及び基本構想には、地域のさまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組むこと、また積極的に学外実習を導入した教育を行うことが謳われており、学内に蓄積された芸術的資産や能力を県民に還元することが本学の責務と考えている。地域や社会との連携による課題解決型の教育を取り入れているほか、他機関と連携して専門的知見や能力を提供している。また、平成 28 年度には地域と大学を繋ぐ部門として「社会連携室」を設置した。同室は企業や地方公共団体等からの申込窓口となり、情報の集約と発信、基本方針の策定など、本学における社会連携事業を推進している。</p>
取組の成果	<p>美術工芸学部においては、平成 15 年度よりデザイン専攻が沖縄県内の市町村と連携し特產品開発を行っている。社会に対するデザインの役割を考え、地域の要求や改善点を理解させ、実現可能な商品の設計とデザインを提案させる授業である。彫刻専攻では、平成 16~25 年度に北中城村と連携し、平成 29 年度以降は名護市豊原区との連携で彫刻展を開催し、授業科目において野外彫刻の実践教育を展開している。絵画専攻では、平成 24 年度から那覇市立病院に学生及び教員の作品を展示し、芸術作品によるホスピタリティー効果を確かめる共同研究を継続してきた。また、平成 27 年度から沖縄県立博物館・美術館が行う「琉球王国文化遺産集積・再興事業」には多くの教員が協力し、本学の専門的知識や技術を提供している。</p> <p>音楽学部においては、平成 26 年に包括的連携協定を締結した（一財）沖縄美ら島財団との共催により、琉球芸能専攻が首里城において定期的にコンサートや芸能公演を行っている。平成 27 年からは沖縄県庁で専攻持ち回りによるロビーコンサートを継続的に実施しており、日頃の学修成果を発表し、聴衆を前にした演奏を経験させている。また、平成 28 年から（公財）沖縄協会と共に、芸術により恒久平和を発信し、芸術と社会との関係を展望するため、慰靈の日（6 月 23 日）に合わせて沖縄平和祈念堂でレクイエムコンサートを開催している。</p> <p>以上のように、美術工芸と音楽・芸能を通じた地域や社会との連携事業が専門教育に取り入れられている。また、定期公演や卒業・修了作品展など学内外で実施される公演と展覧会はすべて公開とし、大学の教育成果が積極的に地域社会に還元されている。</p> <p>さらに、附属研究所においては、平成 21 年度から毎年、県内離島を中心に「移動大学」を開催してきた。大学のほぼ全ての専攻が協力し、教員と学生が現地に赴いて講座と公演を行い、離島地域の文化芸術振興に貢献している。</p> <p>これらの事業のほかにも、本学には多くの企業や自治体等から連携の申し込みがあることから、平成 28 年度には地域社会の活性化への貢献を目指し、本学の社会貢献活動の情報を集約し、発信するとともに、地域社会や産官学をつなぐ窓口として「社会連携室」が設置された。各部局の企画広報担当が室員となり、総務課に事務局を置いて連携申し込みを受け、その受諾の可否が決められている。また、個々の教員による活動実績を報告されることにより、本学における社会連携が集約され、成果が可視化されるようになっている。</p>
自己評価	<p>本学の社会連携事業は地域や参加者からの評価が高く、多年にわたる継続事業が多い。社会連携室が設置され、大学と社会を繋ぐ窓口組織が整った。しかし、社会連携室は室長以下すべての室員が兼務のため、対応や活動が不十分な側面があるので、今後専従職員の配置を検討したい。また、学生は授業に加えて地域連携事業に参加することから、実践経験を積む効果は大きいものの、負担が増えている。改善策としては、今後はキャリア教育として位置づけるなど、地域・企業との連携活動を可能な限り単位化することを検討したい。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「デザイン II-II 地域の特產品開発」 美術工芸学部 2019 授業科目<シラバス>P.132 ・「彫刻 III テラコッタ実習」 美術工芸学部 2019 授業科目<シラバス>P.63~64 ・「彫刻カジマヤー計画」 ・「未来とよはら彫刻展」「とよはらアートロード彫刻展 2020」 ・北中城村「感謝状」、北中城村文化協会「感謝状」 ・ぬちぬぐすーじさびらコンサート in 摩文仁「モーツアルトレクイエムコンサート」 (公財)沖縄協会 HP「お知らせ 行事案内」 ・(公財)沖縄協会 HP「情報誌 沖縄協会だより」No.1,3,6,9,10,12,13 ・定期公演等 大学 HP「演奏会情報一覧」 ・卒業・修了作品展等 展覧会情報一覧 ・「那覇市立病院 100 点の絵画作品展」「デザイン専攻国頭村の特產品開発」「移動大学 in 波照間」「沖縄県庁コンサート」「首里城公園琉球古典音楽演奏会」、沖縄県立芸術大学社会連携基本方針、地域貢献プロジェクト、過去のおもな地域貢献活動 大学 HP「地域貢献」 ・移動大学 附属研究所 HP「移動大学/地域貢献」、活動の様子 ・社会連携室 沖縄県立芸術大学社会連携室設置要項 ・平成 31 年度社会連携室への問い合わせ状況 ・教員の社会連携活動実績 平成 30 年度社会連携活動実績



タイトル (No. 3)	組踊や琉球舞踊、沖縄芝居等に用いられてきた「しまくとうば（琉球諸語）」による教育の実践
取組の概要	本取組は、沖縄県「しまくとうば普及推進計画」における事業を母体として派生した取組であり、本学附属研究所が運営主体となり、音楽学部(琉球芸能専攻)との協働で実施されている教育プログラムである。沖縄文化の基層である「しまくとうば」を用いて、琉球古典芸能（琉球舞踊・組踊・歌三線）実技を教授する実践的教育プログラムである。
取組の成果	<p>音楽学部・琉球芸能専攻で教授している琉球古典芸能は、「しまくとうば」で表現された芸能である。琉球王朝時代から戦後直後までは、表現者は「しまくとうば」を理解していたが、現在は「しまくとうば」で教授することは少なくなり、また若年層である学生の中でも「しまくとうば」を十分に理解している者は少ない。学生達が「しまくとうば」を用いた授業において古典芸能の発祥当時の言語を学び、それらの持つニュアンスや表現を通して作品の意味を深く理解し、技能習得力を高めていくことを目的としている。受講学生は全学教育科目「琉球語Ⅰ」を基礎科目として履修した上で本プログラムを受講しているが、さらに授業中に用いるキーワードを「しまくとうば」で示せるように、『授業で使えるしまくとうば文例集』を作成し配布するなどして、学生が「しまくとうば」を効果的に理解できるような工夫を行っている。琉球舞踊を例に挙げると、本取組によって、足使い、体づかい、呼吸法等に関する理解について、「しまくとうば」による実践によって授業前後で変化があった等、向上したことが参加学生を対象としたアンケート調査(事業報告書)で報告されている。また教員からも、「しまくとうば」がもつ言葉のリズムや言葉を身体でとらえることの重要性が本取組から感じられたといった反応が寄せられている。これら歴史・文化や地域社会と密接に関連する本取組は、本学のディプロマ・ポリシーとも整合していると考えられる。</p> <p>以上の取組は、事業報告書にまとめられ本学(附属研究所)HPで公開されている。同時に図書館・県内関係機関・学校・国内研究者・事業協力者などへ配布しているほか、毎年県民対象の「事業報告会」を実施している。加えて、本事業の一環として「しまくとうば講演会」を年2回開催し、毎回200人以上の県民が参加している。その会場でも、本事業のこれまでの成果やこれからの取組について報告している。これらの活動は、沖縄県文化振興課における施策「後期しまくとうば普及推進行動計画（令和元～4年度）」等にも反映されている。またメディアでも本事業は取り上げられ、平成30年7月15日には琉球放送（TV）の「ウチナー紀聞」において放映され、令和元年5月24日にも再放映された。また、平成31年5月からは「琉球新報」において毎月1回、事業全体の取組が掲載されているように、今後も各種メディアに情報発信していく予定である。</p>
自己評価	地域固有の言語体系を再構築し、芸術文化と接合しようとする試みは、地域及び自治体の課題意識や文化資源の持続可能性への取組の表れでもある。本取組は、地域社会や行政及び内外の教育研究機関との組織的連携を通して高等教育プログラムへと深化した事例である。「しまくとうば」を授業で用いるにあたり、教員による研究会で作成した教育プログラムに基づき実施しており、建学の理念や各ポリシーと合致した効果的な取組であると考えられる。本取組は、地域への公開も積極的に行うことにより、県民や行政からの注目度も高く、地域社会のニーズに応える公立大学としての役割を果たしている。以上の点から本学の特色ある教育内容の進展が、地域社会における課題解決につながる効果的な取組となっていると考える。
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・『沖縄県立芸術大学しまくとうば実践教育プログラム開発事業報告書』 ・『授業で使えるしまくとうば文例集』 ・『沖縄県 HP 「中期及び後期しまくとうば普及推進行動計画」』 ・『琉球放送（TV） HP 「ウチナー紀聞」』

タイトル (No. 4)	芸術分野における多様な人材育成																				
取組の概要	<p>本学では各学部等において、国際的視野に立つ芸術家・研究者を育成するため、国内外の大学と連携して交換留学や単位互換を行い、展覧会や演奏会を行う交流事業を推進している。また芸術ジャンルを超えた教育プログラムによって様々な芸術観や芸術的特性を理解し、協働して作品を作り上げる科目で社会とのつながりを深められる人材を育成している。さらに学生の進路希望に沿ったキャリア教育、企業・団体等と連携してワークショップや就職説明会を実施し、多角的な人材教育に取り組んでいる。</p>																				
取組の成果	<p>(1) 芸術分野でグローバルに活躍できる人材の育成</p> <p>本学の海外姉妹校については、7カ国（地域）11校と芸術・学術交流協定を結んでいる。単位互換も可能な交換留学が行われ、海外で学んだ成果が卒業単位として実質化されている。図1のように、ここ10年は姉妹校からの受け入れ人数が増加し、学内における国際交流が盛んになっている。また、国際交流展覧会や演奏会が実施され、美術工芸学部絵画専攻が毎年開催する「ドローイングコミュニケーション」展と「版と言葉 版画集による国際交流」展、彫刻専攻が平成17年から隔年で開催しているアジア芸術系大学連携による「彫刻の五・七・五」展、音楽学部琉球芸能専攻の国立台湾藝術大学との共催事業「絲竹樂團演奏会」等は、国内外の大学との学術交流と国際教育の場となっている。また、海外姉妹校との教員相互派遣プログラムは、学生の国際的視野を広げる端緒となっている。</p> <p>(2) 芸術を通した多様性とコミュニケーションに関する実践的教育</p> <p>音楽学部は西洋音楽を学ぶ音楽表現専攻と沖縄独自の音楽舞踊を学ぶ琉球芸能専攻が共存しているが、専門共通科目「副科実技」ではジャンルを超えた履修が可能である。美術工芸学部では、どの専攻においても、絵画・彫刻・工芸・デザインの4つのジャンルを一通り学ぶカリキュラムになっている。様々な技法や歴史、美意識を学ぶことは、芸術の多様なあり方への理解に繋がっている。また、音楽学部では、洋楽定期公演などで琉球芸能と洋楽による創作作品を発表してきた。さらに、音楽学部の「合唱」「総合実習」「オーケストラ」「室内楽」は、複数の専攻やコース、学年が受講する科目で、専門や経験の異なる多様な者が協働して課題を解決するという、現代社会に不可欠な人材育成が実践されている。</p> <p>(3) 芸術大学学生の進路希望に沿ったキャリア教育及び就職支援</p> <p>全学教育科目に「芸術とキャリアデザインⅠ」を開設し、1年次からキャリア教育を行っている。卒業生や企業人をゲストに迎え、本学での学修を社会に繋げる進路イメージの構築を目指している。専門教育でも、実務経験のある専任教員に加えて、多様な実務家を非常勤講師として招聘し、キャリア観や職業観の醸成に努めている。学生の進路希望に沿ったセミナーやワークショップを実施し、本学学生を求める企業が参加した就職説明会を毎年開催している。</p> <p style="text-align: center;">◆ 『<u>立芸大卒業者の就職率(起業含む)</u>』</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>基準値 H23 (H23.3卒)</th> <th>H25 (H25.3卒)</th> <th>H26 (H27.3卒)</th> <th>H27 (H28.3卒)</th> <th>H28 (H29.3卒)</th> <th>H29 (H30.3卒)</th> <th>H30 (H31.3卒)</th> <th>H31 (H32.3卒)</th> <th>H32 (H33.3卒)</th> <th>目標値 H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58.0%</td> <td>60.0%</td> <td>68.7%</td> <td>72.9%</td> <td>60.4%</td> <td>77.6%</td> <td>67.3% (62.9%)</td> <td>(63.6%)</td> <td>(64.3%)</td> <td>65.0%</td> </tr> </tbody> </table>	基準値 H23 (H23.3卒)	H25 (H25.3卒)	H26 (H27.3卒)	H27 (H28.3卒)	H28 (H29.3卒)	H29 (H30.3卒)	H30 (H31.3卒)	H31 (H32.3卒)	H32 (H33.3卒)	目標値 H33	58.0%	60.0%	68.7%	72.9%	60.4%	77.6%	67.3% (62.9%)	(63.6%)	(64.3%)	65.0%
基準値 H23 (H23.3卒)	H25 (H25.3卒)	H26 (H27.3卒)	H27 (H28.3卒)	H28 (H29.3卒)	H29 (H30.3卒)	H30 (H31.3卒)	H31 (H32.3卒)	H32 (H33.3卒)	目標値 H33												
58.0%	60.0%	68.7%	72.9%	60.4%	77.6%	67.3% (62.9%)	(63.6%)	(64.3%)	65.0%												
自己評価	<p>(1)と(2)の取組に関しては、様々な教育プログラムや事業が組織的に実施されており、充実した状況だと評価できる。多年にわたり継続してきた事業も多く、その効果は留学生受入人数の増加に表れていると考えられる。事業ごとに作成される図録やプログラム、大学広報誌等で外部への発信に努めてきた。一方、本学からの派遣はそれほど増加しておらず、カリキュラムや教育内容の見直しが必要である。(3)については、授業評価が高く、就職率も60~70%代で推移していることから、本学学生は進路について一定のキャリア観を持つことができていると判断できる。</p>																				
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・大学HP「国際交流」 ・大学HP「ドローイングミュニケーション展」 ・大学HP「2019年 版と言葉展」 ・大学HP「彫刻の五・七・五」 ・関連図録 ・大学HP「台北藝術大學との教員の相互派遣事業」（海外姉妹校との教員相互派遣事業） ・大学HP「2019年度 演奏会国立台湾藝術大学 中国音楽学科 線竹樂團演奏会」・「開鐘」第19号、第20号、第21号、第22号 ・大学HP「美術工芸学部履修要領」 ・大学HP「音楽学部履修要領」 ・洋楽定期演奏会 ・令和2年度全学教育科目シラバス ・本学の就職への取り組み ・授業評価アンケート結果 																				

◆認証評価共通基礎データ様式についての注意事項

- ① 「認証評価共通基礎データ」は、原則として受審年度の5月1日現在のデータとします。
本様式は、2020年度申請用に作成していますので、2020年5月1日が作成基準日となります。
- ② 本様式は様式1（組織・設備等）、様式2（学生）に分かれています。
それぞれについて確認あるいは作成してください。
- ③ 一部のデータは表中に値があれば、エクセル上で自動計算されます。
- ④ 各表において、該当がない場合は「-」（ハイフン）してください。
- ⑤ 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- ⑥ 各表に該当しない欄や該当しない表がある場合でも、削除せず、全体に斜線を引くか、各セルに「-」（ハイフン）を記入するなどしてうめてください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(令和2年5月1日現在)

事 項		記 入 欄							備 考			
大 学 の 名 称		沖縄県立芸術大学										
学 校 本 部 の 所 在 地		沖縄県那覇市首里当蔵町1-4(首里当蔵キャンパス)										
学 士 課 程	学部・学科等の名称		開設年月日	所 在 地								
	美術工芸学部											
	美術学科											
	絵画専攻		1986年4月1日	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4(首里当蔵キャンパス)								
	彫刻専攻		1986年4月1日	沖縄県那覇市首里崎山町4-212-1(首里崎山キャンパス)								
	芸術学専攻		1995年4月1日	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4(首里当蔵キャンパス)								
	デザイン工芸学科											
	デザイン専攻		1986年4月1日	沖縄県那覇市首里崎山町4-212-1(首里崎山キャンパス)								
	工芸専攻		1986年4月1日	沖縄県那覇市首里崎山町4-212-1(首里崎山キャンパス)								
	全学教育センター(美術工芸)											
教 育 研 究 組 織 大 学 院 課 程	音楽学部											
	音楽学科											
	音楽表現専攻		1990年4月1日	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4(首里当蔵キャンパス)								
	音楽文化専攻		1990年4月1日	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4(首里当蔵キャンパス)								
	琉球芸能専攻		1990年4月1日	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4(首里当蔵キャンパス)								
	全学教育センター(音楽)											
	研究科・専攻等の名称		開設年月日	所 在 地								
	造形芸術研究科											
	生活造形専攻(M)		1993年4月1日	沖縄県那覇市首里崎山町4-212-1(首里崎山キャンパス)								
	環境造形専攻(M)		1993年4月1日	沖縄県那覇市首里崎山町4-212-1(首里崎山キャンパス)								
專 門 職 學 位 課 程	比較芸術学専攻(M)		1993年4月1日	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4(首里当蔵キャンバス)								
	音楽芸術研究科											
	舞台芸術専攻(M)		1994年4月1日	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4(首里当蔵キャンバス)								
	演奏芸術専攻(M)		1994年4月1日	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4(首里当蔵キャンバス)								
	音楽学専攻(M)		1994年4月1日	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4(首里当蔵キャンバス)								
	芸術文化学研究科(D)		1996年4月1日	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4(首里当蔵キャンバス)								
	研究科・専攻等の名称		開設年月日	所 在 地								
別 科 等	別科・専攻科等の名称		開設年月日	所 在 地								
	附属研究所		1986年4月1日	沖縄県那覇市首里金城町3-6(首里金城キャンパス)								
学生募集停止中の学部・研究科等		□□学部□□学科(年度学生募集停止、在学生数 人)										
学 士 課 程	学部・学科等の名称			専 任 教 員 等								
	教授		准教授		講師		助教		計	基準数 うち教授数		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	18	11	6	2	37	12	6	3	193	7.9		
	美術工芸学部											
	美術学科	8	4	3	2	17	6	3	40	5.9		
	絵画専攻	3	2	1	1	7	—	—	10	—		
	彫刻専攻	2	—	2	1	5	—	—	7	—		
	芸術学専攻	3	2	—	—	5	—	—	23	—		
	デザイン工芸学科	6	7	3	—	16	6	3	114	12.0		
	デザイン専攻	2	4	1	—	7	—	—	39	—		
	工芸専攻	4	3	2	—	9	—	—	75	—		
	全学教育センター	4	—	—	—	4	—	—	39	—		
	音楽学部	14	17	1	1	33	10	5	2	166		
	音楽学科	14	13	1	1	29	10	5	2	140		
	音楽表現専攻	7	7	—	1	15	—	—	1	99		
	音楽文化専攻	3	4	1	—	8	—	—	—	15		
	琉球芸能専攻	4	2	—	—	6	—	—	1	26		
	全学教育センター	—	4	—	—	4	—	—	26	—		
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	8	4	—	—		
	計	32 人	28 人	7 人	3 人	70 人	30 人	15 人	5 人	359 人	6.6 人	

員組織	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員						助手	非常勤教員	備考	
		研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計		
大学院課程		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	造形芸術研究科(M)	16	14	18	34	18	13	9	27	3	23
	生活造形専攻(M)	7	6	9	16	8	6	4	12	3	12
	環境造形専攻(M)	5	5	5	10	6	4	3	9	—	3
	比較芸術学専攻(M)	4	3	4	8	4	3	2	6	—	8
	音楽芸術研究科(M)	15	13	12	27	14	10	8	22	2	58
	舞台芸術専攻(M)	3	3	3	6	3	2	2	5	1	2
	演奏芸術専攻(M)	8	6	4	12	7	5	4	11	1	50
	音楽学専攻(M)	4	4	5	9	4	3	2	6	—	6
芸術文化研究科 芸術文化学専攻(D)											
		10	10	13	23	8	6	4	12	—	—
	計	41	37	43	84	40	29	21	61	5	162
専門職学位課程	専任教員										
	研究科・専攻等の名称	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数	うちみなし教員数	助手	非常勤教員
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	基準面積		専用		共用	共用する他の学校等の専用		計	備考	
校地等	校舎敷地面積(首里当蔵キャンパス)	—		29,383 m ²	m ²		m ²	29,383 m ²			
	校舎敷地面積(首里金城キャンパス)	—		10,779				10,779			
	校舎敷地面積(首里崎山キャンパス)	—		60,159				60,159			
	運動場用地	—		3,375				3,375			
	校地面積計	4,950 m ²		100,321	0		0	100,321			
校舎等	その他	—						0			
	区分	基準面積		専用	共用		共用する他の学校等の専用	計			
	校舎面積計	6,821 m ²		29,174 m ²	m ²		m ²	29,174 m ²			
	学部・研究科等の名称	室数									
	美術工芸学部	33		室							
施設・設備等	音楽学部	29									
	全学教育センター	8									
	附属研究所	3									
	区分	講義室		演習室	実験実習室		情報処理学習施設	語学学習施設			
	首里当蔵キャンパス教室等施設	26 室		35 室	25 室		1 室	1 室			
図書館・図書資料等	首里金城キャンパス教室等施設	0		0	0						
	首里崎山キャンパス教室等施設	8		5	65						
	図書館等の名称	面積		閲覧座席数							
	附属図書・芸術資料館	4,094 m ²		56 席							
	サテライトキャンパス										
体育館	図書館等の名称	図書[うち外国書]		学術雑誌[うち外国書]	電子ジャーナル[うち国外]						
	附属図書・芸術資料館	81,349 [21,039] 冊		1,874 [110] 種	0 [0] 種						
	計	81,349 [21,039]		1,874 [110]	0 [0]						
	面積										
	首里当蔵キャンパス	1,070.99 m ²									

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「○○キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等(○○)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「一」としてください。
- 5 専任教員の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任教員の教員は含みません。
- 7 他の学部・学科等に所属する専任教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼担）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二(備考に規定する事項を含む。)
 - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一(備考に規定する事項を含む。)
 - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三(備考に規定する事項を含む。)
 - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 9 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員

以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。

- 10 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家教員」とは、「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 11 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 12 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 13 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 14 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 15 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 16 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 17 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(令和2年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	入学定員に対する平均比率	備考
美術工芸学部	美術学科	志願者数	79	99	74	69	107		
		合格者数	25	27	27	25	29		
		入学者数	24	25	26	23	25		
		入学定員	21	21	21	21	21		
		入学定員充足率	114%	119%	124%	110%	119%		1.17
		在籍学生数	104	103	109	106	100		
	エデュケーション	収容定員	84	84	84	84	84		
		収容定員充足率	124%	123%	130%	126%	119%		
		志願者数	89	85	82	91	95		
		合格者数	50	48	47	45	50		
	美術工芸学部合計	入学者数	48	45	47	44	48		
		入学定員	44	44	44	44	44		
		入学定員充足率	109%	102%	107%	100%	109%		1.05
		在籍学生数	191	194	194	190	192		
		収容定員	176	176	176	176	176		
		収容定員充足率	109%	110%	110%	109%	109%		
音楽学部	音楽学科	志願者数	168	184	156	160	202		
		合格者数	75	75	74	70	79		
		入学者数	72	70	73	67	73		
		入学定員	65	65	65	65	65		
		入学定員充足率	111%	108%	112%	103%	112%		1.09
		在籍学生数	295	297	303	296	292		
	音楽学部合計	収容定員	260	260	260	260	260		
		収容定員充足率	113%	114%	117%	114%	112%		
		志願者数	72	78	61	81	85		
		合格者数	42	49	36	43	48		
	音楽学部合計	入学者数	41	47	33	41	44		
		入学定員	40	40	40	40	40		1.03
		入学定員充足率	103%	118%	83%	103%	110%		
		在籍学生数	157	168	163	167	173		
		収容定員	160	160	160	160	160		
		収容定員充足率	98%	105%	102%	104%	108%		

<編入学>

学部名	学科名	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
美術工芸学部	美術学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
美術工芸学部	エデュケーション	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
美術工芸学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	
音楽学部	音楽学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)	2	1	1	1	1	
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
音楽学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	2	0	0	0	0	
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行き加えて作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部・学科の改組等により、新旧の学部・学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科・研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（<編入学>の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。

大学院

研究科名	専攻名	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	入学定員に対する平均比率	備考
造形芸術研究科	生活造形専攻	志願者数	4	12	14	14	14		
		合格者数	3	11	9	12	10		
		入学者数	3	11	9	12	10		
		入学定員	9	9	9	9	9		
		入学定員充足率	33%	122%	100%	133%	111%	1.00	
		在籍学生数	14	14	21	21	23		
		収容定員	12	18	18	18	18		
	環境造形専攻	収容定員充足率	117%	78%	117%	117%	128%		
		志願者数	10	6	10	4	7		
		合格者数	10	5	10	4	7		
	比較芸術学専	入学者数	10	4	10	2	7		
		入学定員	6	6	6	6	6	1.10	
		入学定員充足率	167%	67%	167%	33%	117%		
		在籍学生数	22	14	15	13	10		
		収容定員	12	12	12	12	12		
		収容定員充足率	183%	117%	125%	108%	83%		
		志願者数	1	4	2	1	2		
	造形芸術研究科合計	合格者数	1	3	2	1	2		
		入学者数	0	1	2	1	2		
		入学定員	3	3	3	3	3	0.40	
		入学定員充足率	0%	33%	67%	33%	67%		
		在籍学生数	1	1	3	3	3		
		収容定員	6	6	6	6	6		
		収容定員充足率	17%	17%	50%	50%	50%		
音楽芸術研究科	舞台芸術専攻	志願者数	15	22	26	19	23		
		合格者数	14	19	21	17	19		
		入学者数	13	16	21	15	19		
		入学定員	18	18	18	18	18	0.93	
		入学定員充足率	72%	89%	117%	83%	106%		
		在籍学生数	37	29	39	37	36		
		収容定員	30	36	36	36	36		
	演奏芸術専攻	収容定員充足率	123%	81%	108%	103%	100%		
		志願者数	6	3	4	4	3		
		合格者数	5	3	4	4	3		
		入学者数	5	3	4	4	3		
		入学定員	4	4	4	4	4	0.95	
		入学定員充足率	125%	75%	100%	100%	75%		
		在籍学生数	11	8	9	10	9		
	音楽学専攻	収容定員	8	8	8	8	8		
		収容定員充足率	138%	100%	113%	125%	113%		
		志願者数	9	12	9	10	10		
		合格者数	7	11	8	8	9		
		入学者数	7	10	8	7	9		
		入学定員	8	8	8	8	8	1.03	
		入学定員充足率	88%	125%	100%	88%	113%		
	音楽芸術研究科合計	在籍学生数	18	18	20	17	17		
		収容定員	16	16	16	16	16		
		収容定員充足率	113%	113%	125%	106%	106%		
		志願者数	5	2	2	6	6		
		合格者数	4	2	2	4	3		
		入学者数	4	2	2	3	3		
		入学定員	3	3	3	3	3	0.93	
	芸術文化学研究科	入学定員充足率	133%	67%	67%	100%	100%		
		在籍学生数	6	6	6	5	7		
		収容定員	6	6	6	6	6		
		収容定員充足率	100%	100%	100%	83%	117%		
		志願者数	20	17	15	20	19		
		合格者数	16	16	14	16	15		
		入学者数	16	15	14	14	15	0.99	
	芸術文化学研究科合計	入学定員	15	15	15	15	15		
		入学定員充足率	107%	100%	93%	93%	100%		
		在籍学生数	35	32	35	32	33		
		収容定員	30	30	30	30	30		
		収容定員充足率	117%	107%	117%	107%	110%		
		志願者数	2	5	3	3	9		
		合格者数	2	3	1	3	3		
	芸術文化学研究科	入学者数	2	3	1	3	3		
		入学定員	3	3	3	3	3	0.80	
		入学定員充足率	67%	100%	33%	100%	100%		
		在籍学生数	13	14	14	12	15		
		収容定員	9	9	9	9	9		
		収容定員充足率	144%	156%	156%	133%	167%		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（「編入学」の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。